第３次みやぎ震災対策アクションプラン
（中間案）

東日本大震災からの復旧・復興のフォローと次なる震災への備え

令　和　　年　　月

宮　　城　　県

策定にあたって

○　宮城県では、これまで明治29年の明治三陸地震をはじめ、昭和8年の昭和三陸地震や昭和53年の宮城県沖地震、平成15年の宮城県北部連続地震など、数多くの大規模地震に加え、これらに起因する津波等に見舞われてきました。

○　そうした中、平成21年1月に公表された国の地震調査委員会による長期評価において、宮城県沖地震の発生確率が30年以内で99％と極めて高く評価されたことなどを踏まえ、県では、平成15年9月に地震や津波による災害への対策をとりまとめた「みやぎ震災対策アクションプラン」について、平成21年3月に「第2次みやぎ震災対策アクションプラン」として見直すとともに、翌月には県や県民の果たすべき役割等を定めた「震災対策推進条例」を施行し、6 月 12 日を「みやぎ県民防災の日」と定め、毎年総合防災訓練等を実施するなど、地震や津波の発生に備え、その被害の軽減に向けて取り組んでおりました。

○ しかし、平成23年に発生した東日本大震災では、従来の想定をはるかに超える東北地方太平洋沖地震と、その後に発生した大津波によって、本県は沿岸部を中心に壊滅的な被害を受け、以後、平成23年10月に策定した「宮城県震災復興計画」に基づき、様々な復旧・復興の取組を進めてまいりましたが、令和3年度から3か年度にわたって実施した「宮城県第五次地震被害想定調査」において、今後想定される巨大地震や津波によって、県内で甚大な被害が発生することが明らかになりました。

○　そのため、県では、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や宮城県沖地震など、切迫性が高まっていると評価されている地震や津波による被害について、今後10年間の減災目標を取りまとめるとともに、地震・津波による被害の最小化を理念とする「宮城県地域防災計画」に、この減災目標を位置付け、県のみならず、県民や事業者、市町村等が一体となった取り組みを通じて、この目標を達成したいと考えております。

○　本計画は、今後も県内で起こり得る地震や津波による災害に対する減災目標の達成に向けた対策を体系化した行動計画（アクションプラン）であり、この計画期間内には上述する宮城県沖地震から50年、東日本大震災から20年の節目を迎えることになりますが、今後の社会情勢等に応じて柔軟に関係施策の進展等の見直しを行いながら、引き続き県民の皆様のいのちとくらしを守るべく、たゆむことなく震災対策の推進に取り組んでまいります。

目次

策定にあたって

1.　策定の背景 4
（1）みやぎ震災対策アクションプランの沿革 4
（2）第3次みやぎ震災対策アクションプランの必要性 5
（3）宮城県に被害をもたらしうる大規模地震・津波 6
（4）第五次地震被害想定調査の実施状況 7
（5）減災目標の設定 14
2.　アクションプランの概要 15
（1）位置付け 15
（2）計画期間 16
（3）特色 16
（4）基本的な考え方 16
（5）施策目標と施策の柱 17
（6）施策体系の一覧 18
3.　施策目標ごとの活動項目 19
施策目標１　地域の防災力の向上＜予防・ソフト対策＞ 19
施策目標２　地震・津波に強いまちづくりの推進＜予防・ハード対策＞ 45
施策目標３　災害応急対策の推進＜応急対策＞ 56
施策目標４　災害後の復旧・復興対策の推進＜復旧・復興対策＞ 80
4.　さらなる課題解決への視点 86
5.　進捗管理等（フォローアップと改訂） 90
参 考 資 料 92
i.　宮城県に被害を及ぼした主な地震 93
ii.　国（地震本部等）による地震の長期評価 95
iii.　第五次地震被害想定調査の概要 97
iv.　日頃からの備え 104
v.　北海道・三陸沖後発地震注意情報 105
vi.　震災対策推進条例 107

1. 策定の背景

(1) みやぎ震災対策アクションプランの沿革

○ 宮城県では、平成15年に発生した宮城県北部連続地震を契機に平成15年9月に「第1次みやぎ震災対策アクションプラン」(平成15～19年度)を、平成21年3月には「第2次みやぎ震災対策アクションプラン」(平成20年度～24年度)を策定し、地震防災に関する施策を体系化することで震災対策事業を効果的に推進してきましたが、期間中の平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、沿岸部を中心に県内全域で極めて甚大な被害を受けたことから、その復旧・復興が県の最優先課題となりました。

○ こうした中で、同年10月に平成32年度(令和2年度)までの10年間にわたる復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定し、平成19年に県政運営の基本指針として策定された「宮城の将来ビジョン」とともに県政運営の最上位計画と位置づけ、「『復旧』にとどまらない抜本的な『再構築』」などを基本理念として、東日本大震災からの復旧・復興に取り組んできました。

○ また、東日本大震災から10年という節目を迎えるに当たっては、これまでの「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」に掲げる理念を継承し、一つの計画に統合した「新・宮城の将来ビジョン」が令和2年12月に策定され、今日に至っています。

○ この間、震災対策アクションプランについては、宮城県震災復興計画の中期的な実施計画として策定された「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」において、アクションプランの目的とする地域防災計画等の実効性は実施計画の執行、評価を通じて確保可能と考えられることから、同実施計画が実質的にアクションプランを兼ねたものとして取り扱われてきました。

○ しかし、東日本大震災後10年を期に実施した「第五次地震被害想定調査」(令和3～5年度)が完了し、同調査において示された令和6年度から10年間での減災目標が「宮城県地域防災計画」に盛り込まれたことから、この目標の達成に向けて、本県防災行政の一層の推進を図る必要があるため、今回新たに「第3次みやぎ震災対策アクションプラン」を策定するものです。

〔宮城県地域防災計画に盛り込まれた減災目標〕

〔減災目標①〕最大クラスの津波をもたらす地震※により想定される死者数を
今後10年間(令和6年度～15年度)で概ね8割減少させる。

※東北地方太平洋沖地震、日本海溝(三陸・日高沖)モデル地震、千島海溝(十勝・根室沖)モデル地震

〔減災目標②〕宮城県沖地震(連動型)により想定される死者数を
今後10年間(令和6年度～15年度)で概ね半減させる。

（2）第3次みやぎ震災対策アクションプランの必要性

○ 平成23年の東日本大震災以降に行われた災害対策基本法の大改正等を背景に、宮城県地域防災計画についても平成25年及び平成26年に大幅な見直しが行われ、現在の「地震災害対策編」「津波災害対策編」「風水害等災害対策編」及び「原子力災害対策編」の4編での構成となり、令和4年5月に県が公表した新たな津波浸水想定を受けて、同年8月に「宮城県津波対策ガイドライン」の改定を行いました。

○ また、国では、平成23年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、日本海溝・千島海溝沿いにおける最大規模の地震・津波を想定した防災対策の検討が行われ、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」を廃止し、令和4年9月に策定された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」では、想定死者数を今後10年間で概ね8割減少させることが減災目標として掲げられました。

○ こうした防災・減災の取組を踏まえ、県においては、「第五次地震被害想定調査」の中で、国の減災目標との整合性を図り、最大規模の津波による死者数を今後10年間で概ね8割減少させること、及び宮城県沖地震（連動型）による死者数を概ね5割減少させることを、新たに減災目標として掲げました。

○ 県地域防災計画において、基本方針として定める「地震・津波による被害の最小化」や、減災目標の達成に向けては、国が進める「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」との連動を図りながら、地震被害想定調査で示された迅速な津波避難行動と、これに向けた意識の向上をはじめ、耐震化や出火防止・初期消火対策など、県民一人ひとりの対策が減災において効果的であることから、県をはじめ、県民や事業者、市町村など関係機関が一体となって有機的に連携し、効果的な取り組みを進めることが重要であり、県としての震災対策を取りまとめたアクションプランの策定が必要となります。

図1　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における減災目標等

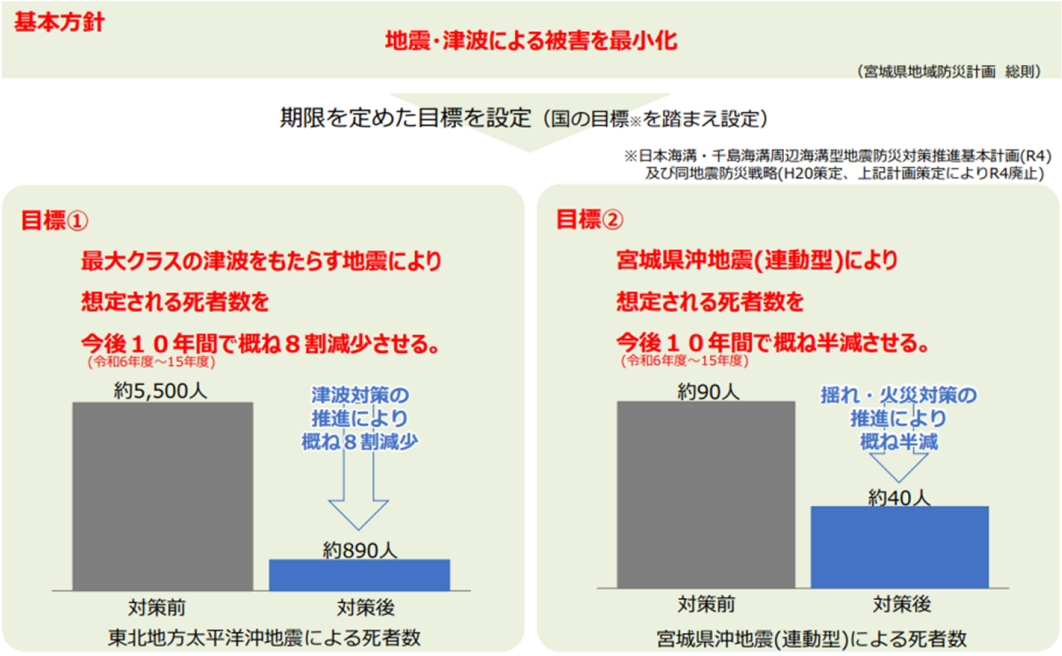

図2　地震被害想定調査における今後の防災対策・減災目標

（3）宮城県に被害をもたらしうる大規模地震・津波

○　東日本大震災後の宮城県周辺において、引き続き大規模地震・津波の切迫性が高まっていると国において評価されている地震としては、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」や、宮城県沖地震等が挙げられています。

○　一方、これらの地震以外にも、県内及びその周辺で大規模地震・津波が発生する可能性があります。県内の事例でいえば平成15年の宮城県北部連続地震や平成20年の岩手・宮城内陸地震が該当し、県外における最近の事例としては、令和6年能登半島地震も国の評価対象外の地震であったと言われています。

○　また、昭和35年（1960　年）に発生した「チリ地震津波」では、県内においては死者・行方不明者54人を数えるなど三陸沿岸や北海道の太平洋側で甚大な被害が生じたことから、国外で発生した「遠地地震」や、これに伴う津波である「遠地津波」などにも注意が必要となります。

○　このように、切迫性が高まっているとの評価がなされる地震はもちろんのこと、それ以外の地震や、これに伴う津波の発生も念頭に置きながら、震災対策を推進していく必要があります。

（4）第五次地震被害想定調査の実施状況

○ これまで県では、昭和53年（1978年）の宮城県沖地震や、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）などを契機に、4回の地震被害想定調査を実施し、県地域防災計画の修正やみやぎ震災対策アクションプラン等の県施策への活用、また市町村へのフィードバックによる市町村地域防災計画等に活用など、様々な防災対策に活用してきており、前述のとおり、東日本大震災後の復旧・復興事業等により、ハード整備が大きく進展したことを受け、県では令和3年度から5年度の3か年にわたり、第五次となる地震被害想定調査を実施しております。

○ また、国（内閣府）では、これに先立つ令和3年12月に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を対象とした地震被害想定調査を公表しております。

○ これらの調査の結果からは、これまでの取組により建物の耐震化率や、防潮堤整備やまちづくりなどのハード面で防災力が大きく向上しているものの、依然として甚大な被害が発生することが想定されました。

表１ これまで本県が実施した地震被害想定調査と対象地震

	契機	対象地震
第一次調査 1984（S59）～1986（S61） ※1979（S54）～ 1983（S58）で 地震地盤図を作成	1978 年（昭和53年）の宮城県沖地震で甚大な被害が発生したため。	宮城県北部想定地震 宮城県沖地震（単独型） 福島県沖地震
第二次調査 1995（H7）～1996（H8）	1995年（平成7年）の阪神淡路大震災により、内陸直下型地震への対策の必要性が明らかになったため。	宮城県沖地震（単独型） 長町-利府線断層帯地震
第三次調査 2002（H14）～2003（H15）	2000 年（平成12年）に地震本部が公表した評価で、宮城県沖地 震の発生確率が極めて高い（今後30年以内の発生確率99%）とされたため。	宮城県沖地震（単独型） 宮城県沖地震（連動型） 昭和三陸地震（津波のみ） 長町-利府線断層帯地震
第四次調査 2010（H22）～ 2011（H23） ※東日本大震災で中断	2008年（平成20年）に中央防災会議が公表した「地震防災戦略」 により、人的・物的被害に関する 減災目標を設定する必要が生じたため。	宮城県沖地震（単独型） 宮城県沖地震（連動型） 明治三陸地震（津波のみ） 長町-利府線断層帯地震
第五次調査 2021（R3）～2023（R5）	東日本大震災で甚大な被害が発生したため。 東日本大震災からの復旧・復興後の状況を反映した被害想定を行う必要があるため。	東北地方太平洋沖地震 宮城県沖地震（連動型） スラブ内地震 長町-利府線断層帯地震

○ 第五次地震被害想定調査の結果概要

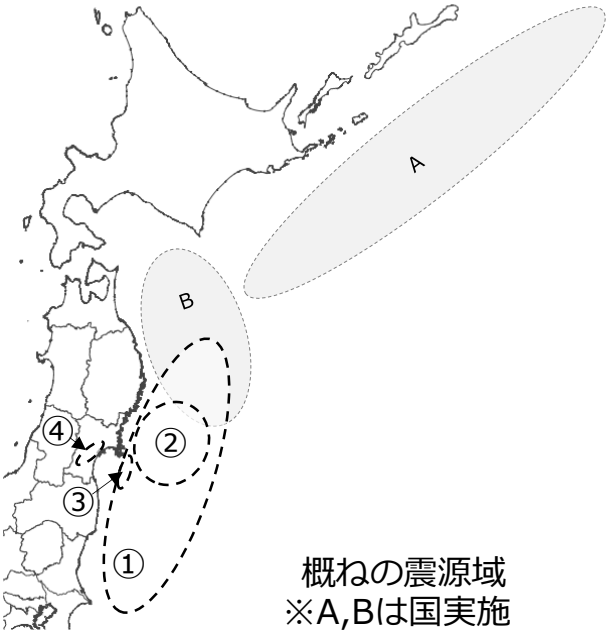

図3 宮城県に大きな被害をもたらす地震の発生域

表2 地震被害想定調査における被害の予測結果(県内死者数のみ)

	被害想定を行った地震	県内最大震度、最大津波高	県内死者数	国と県では計算条件（津波避難意識等）が異なる。四捨五入しており、合計が合わない場合がある。			
				うち津波による	うち揺れによる	うち火災による	
国実施（内閣府）（参考）	A 千島海溝モデル M9.3	3以下 約11m	約5,200人	約5,200人	-	-	〔最大クラスの津波〕
	B 日本海溝モデル M9.1	6強 約16m	約8,500人	約8,500人	約 10人	-	
県実施（第五次地震被害想定調査）	**① 東北地方太平洋沖地震 M9.0**	**6強 約22m**	**約5,500人**	**約5,300人**	**約 90人**	**約 140人**	
	② 宮城県沖地震(連動型) M8.0	**6強 約8m**	**約 90人**	**約 20人**	**約 40人**	**約 30人**	
	③ スラブ内地震 M7.5	**7 約1m**	**約 750人**	**約 10人**	**約 200人**	**約 540人**	
	④ 長町-利府線断層帯地震 M7.5	**7 -**	**約1,100人**	**-**	**約 130人**	**約 930人**	

○　県内の広い範囲で震度６弱以上の強い揺れが予測される。
・　スラブ内地震，長町-利府線断層帯地震では一部の地域で震度７も予測される。
○　北上川・鳴瀬川流域や沿岸部で液状化危険度が高い。過去に液状化を起こした地点は再液状化の可能性が高い。

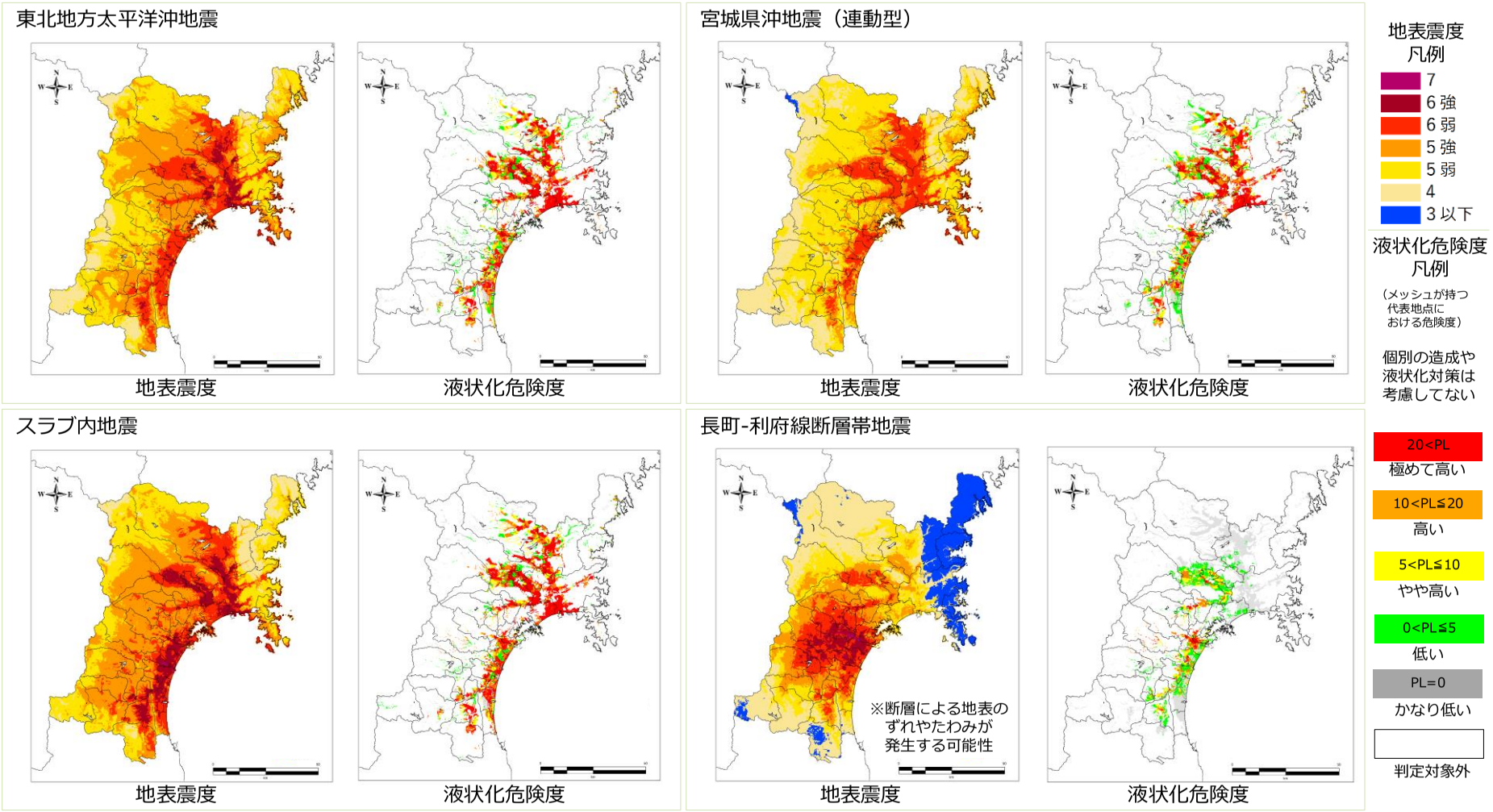

図4　地震被害想定調査における地震動･液状化の計算結果

表3　地震被害想定調査における津波の計算結果

○　代表地点（海岸線から250～500m程度沖合）における影響開始時間※，最大波津波水位ともに，東北地方太平洋沖地震（令和4年5月公表の最大クラスの津波浸水想定）が最も危険側と予測。

※地震発生から初期水位±20cmの変化が生じるまでの時間と定義している

代表地点　（海岸線から250～500m程度沖合）　の津波の水位影響開始時間

市町名	東北地方太平洋沖地震（令和4年5月公表の最大クラスの津波浸水想定）				宮城県沖地震（連動型）				スラブ内地震			
			最大波※3				最大波※3				最大波※3	
	影響開始時間※1	第1波(+1m)到達時間※2	到達時間	津波水位(T.P.m)	影響開始時間※1	第1波(+1m)到達時間※2	到達時間	津波水位(T.P.m)	影響開始時間※1	第1波(+1m)到達時間※2	到達時間	津波水位(T.P.m)
気仙沼市	5分	21分	41分	21.7m	24分	30分	53分	7.1m	90分	-	95分	1.4m
南三陸町	4分	23分	46分	20.8m	27分	32分	35分	6.0m	136分	-	289分	1.0m
石巻市	4分	21分	60分	18.7m	20分	28分	43分	5.0m	48分	-	165分	1.1m
女川町	6分	25分	46分	20.2m	24分	32分	43分	3.9m	-	-	198分	1.0m
東松島市	10分	51分	62分	10.0m	48分	61分	62分	2.5m	55分	-	193分	1.2m
松島町	32分	73分	124分	3.7m	71分	-	84分	1.4m	55分	-	192分	1.3m
利府町	26分	74分	125分	3.4m	71分	-	84分	1.3m	55分	-	193分	1.2m
塩竈市	19分	56分	66分	9.3m	53分	67分	68分	1.9m	82分	-	201分	1.2m
七ヶ浜町	16分	57分	65分	9.4m	54分	67分	68分	2.5m	82分	-	185分	1.2m
多賀城市	15分	60分	69分	7.8m	57分	70分	71分	2.0m	60分	-	176分	1.0m
仙台市	13分	59分	69分	10.3m	55分	71分	199分	2.6m	58分	-	176分	1.0m
名取市	14分	60分	68分	10.5m	57分	-	71分	1.6m	64分	-	38分	0.9m
岩沼市	15分	60分	68分	11.2m	58分	-	73分	1.5m	66分	- 注	38分	0.9m
亘理町	15分	60分	67分	11.0m	58分	-	116分	1.3m	65分	-	39分	0.9m
山元町	15分	58分	64分	11.7m	58分	115分	116分	1.9m	60分	-	160分	0.9m

各用語の定義は令和4年5月10日に公表した最大クラスの津波浸水想定と同じ（https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/bousai/tsunamikyougikai.html）

注）時間が逆転しているのは定義の違いによる(※1～3参照)

※1：影響開始時間:代表地点において地震発生から初期水位±20cmの変化が生じるまでの時間。各市町における複数の代表地点のうち最速のものを記載。

※2：第一波(+1m)到達時間：代表地点において地震発生から初めて初期水位+1mの高さ(T.P.+1mではない)となるまでの時間。各市町における複数の代表地点のうち最速のものを記載。

※3：最大波：代表地点において地震発生から津波の最大到達高さが生じるまでの時間及びその津波水位。（最大となる地点が複数ある場合は到達時間の早い方を記載）

○ 定量的被害想定結果の概要

表4 地震被害想定調査における被害の予測結果(人的被害等 その1)

大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名 東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震(連動型)	スラブ内地震	長町 - 利府線断層帯地震
人的被害(死者)	揺れによる被害	冬 5時	人	90	39	211	137
		夏12時	人	85	37	198	130
		冬18時	人	86	37	200	132
	うち建物倒壊	冬 5時	人	90	38	211	136
		夏12時	人	85	36	198	129
		冬18時	人	84	36	196	128
	うち屋内収容物、屋内落下物	冬 5時	人	28	20	49	51
		夏12時	人	17	12	30	31
		冬18時	人	17	12	31	32
	うち急傾斜地崩壊	冬 5時	人	0	0	0	0
		夏12時	人	0	0	0	0
		冬18時	人	0	0	0	0
	うちブロック塀等・自動販売機転倒、屋外落下物	冬 5時	人	0	0	0	0
		夏12時	人	0	0	1	1
		冬18時	人	2	1	3	5
	津波による被害	冬 5時	人	5,057	18	4	
		夏12時	人	4,219	22	9	
		冬18時	人	5,251	20	7	
	火災による被害(地震火災)	冬 5時	人	1	0	64	215
		夏12時	人	20	1	119	174
		冬18時	人	144	27	543	930
	計	冬 5時	人	5,147	57	279	352
		夏12時	人	4,324	59	326	303
		冬18時	人	5,481	85	749	1,062
人的被害(負傷者)	揺れによる被害	冬 5時	人	1,420	748	2,887	2,205
		夏12時	人	1,795	967	3,503	2,516
		冬18時	人	1,657	900	3,268	2,458
	うち建物倒壊	冬 5時	人	1,419	748	2,886	2,204
		夏12時	人	1,784	958	3,481	2,487
		冬18時	人	1,602	857	3,157	2,302
	うち屋内収容物、屋内落下物	冬 5時	人	716	534	1,149	1,169
		夏12時	人	466	348	752	773
		冬18時	人	471	352	757	771
	うち急傾斜地崩壊	冬 5時	人	0	0	0	0
		夏12時	人	0	0	0	0
		冬18時	人	0	0	0	0
	うちブロック塀等・自動販売機転倒、屋外落下物	冬 5時	人	0	0	1	1
		夏12時	人	11	8	22	29
		冬18時	人	55	42	110	156
	津波による被害	冬 5時	人	2,326	20	0	
		夏12時	人	601	11	0	
		冬18時	人	2,144	17	0	
	火災による被害(地震火災)	冬 5時	人	1	1	46	147
		夏12時	人	2	1	19	13
		冬18時	人	104	21	378	635
	計	冬 5時	人	3,747	769	2,933	2,352
		夏12時	人	2,398	978	3,522	2,529
		冬18時	人	3,905	938	3,646	3,093

1

表4 地震被害想定調査における被害の予測結果(人的被害等 その2)

大項目	小項目		季節時刻	単位	地震名 東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震(連動型)	スラブ内地震	長町 - 利府線断層帯地震
人的被害(負傷者のうち重傷者)	揺れによる被害		冬 5時	人	160	69	401	326
			夏12時	人	199	86	482	375
			冬18時	人	197	92	474	398
		うち建物倒壊	冬 5時	人	159	69	400	325
			夏12時	人	194	82	473	364
			冬18時	人	176	75	431	338
		うち屋内収容物、屋内落下物	冬 5時	人	132	96	220	227
			夏12時	人	86	63	144	151
			冬18時	人	87	63	145	150
		うち急傾斜地崩壊	冬 5時	人	0	0	0	0
			夏12時	人	0	0	0	0
			冬18時	人	0	0	0	0
		うちブロック塀等・自動販売機転倒、屋外落下物	冬 5時	人	0	0	0	0
			夏12時	人	4	3	8	11
			冬18時	人	21	16	43	61
	津波による被害		冬 5時	人	156	1	0	
			夏12時	人	64	1	0	
			冬18時	人	132	1	0	
	火災による被害(地震火災)		冬 5時	人	1	0	18	57
			夏12時	人	1	0	7	5
			冬18時	人	41	8	148	248
	計		冬 5時	人	316	70	419	383
			夏12時	人	263	87	489	380
			冬18時	人	371	101	622	646
生活支障等	避難者(直後)	避難所	冬 5時	人	181,600	9,847	18,075	20,323
		避難所外		人	92,642	6,486	12,048	13,549
	避難者 計			人	274,242	16,333	30,123	33,872
	避難者(直後)	避難所	夏12時	人	182,752	9,286	17,123	21,423
		避難所外		人	93,110	6,079	11,411	14,282
	避難者 計			人	275,861	15,364	28,533	35,705
	避難者(直後)	避難所	冬18時	人	184,519	10,278	28,811	50,316
		避難所外		人	94,408	6,754	19,204	33,544
	避難者 計			人	278,926	17,032	48,014	83,860
	災害廃棄物		冬18時	千トン	10,692.0	1,348.3	2,020.6	974.6
	津波堆積物		冬18時	千トン	9,339.5	351.0	113.4	
	電力(直後)	停電人口	冬18時	人	1,320,298	1,075,848	1,679,820	1,544,681
		(停電率)		(%)	57%	47%	73%	67%
	上水道(直後)	断水人口	冬18時	人	753,629	448,841	1,031,204	1,124,192
		(断水率)		(%)	33%	20%	45%	49%
	下水道(直後)	下水道機能支障人口	冬18時	人	433,582	227,996	510,048	627,503
		(機能支障率)		(%)	19%	10%	22%	27%
	都市ガス(直後)	供給停止戸数	冬18時	戸	212,946	214,600	319,870	286,592
		(供給停止率)		(%)	65%	68%	95%	90%
	通信(直後)	通信支障人口	冬18時	人	305,308	248,561	381,700	334,317
		(通信支障率)		(%)	13%	11%	17%	15%
	緊急輸送道路	被害箇所数	箇所		359	157	210	129
	鉄道	被害箇所数	箇所		789	607	982	653

2

表4　地震被害想定調査における被害の予測結果(人的被害等　その3)

大項目	小項目		季節 時刻	単位	地震名			
					東北地方 太平洋沖地震	宮城県沖地震 (連動型)	スラブ内地震	長町 - 利府線 断層帯地震
建物被害(全壊・焼失)	揺れによる被害		冬 5時	棟	6,696	5,415	9,281	4,737
			夏12時	棟	6,689	5,414	9,265	4,727
			冬18時	棟	6,696	5,415	9,281	4,737
		うち液状化	冬 5時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410
			夏12時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410
			冬18時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410
		うち揺れ(強震動)	冬 5時	棟	1,661	717	4,154	3,323
			夏12時	棟	1,655	717	4,138	3,314
			冬18時	棟	1,661	717	4,154	3,323
		うち急傾斜地崩壊	冬 5時	棟	3	3	4	3
			夏12時	棟	3	3	4	3
			冬18時	棟	3	3	4	3
	津波による被害		冬 5時	棟	69,429	153	0	
			夏12時	棟	69,429	153	0	
			冬18時	棟	69,429	153	0	
	火災による被害(地震火災)		冬 5時	棟	5	0	990	3,915
			夏12時	棟	329	3	1,828	4,285
			冬18時	棟	2,193	520	9,368	19,051
	計		冬 5時	棟	76,129	5,568	10,271	8,651
			夏12時	棟	76,447	5,571	11,093	9,012
			冬18時	棟	78,318	6,088	18,649	23,787

（5）減災目標の設定

○　第五次地震被害想定調査では、防災対策によって、大きく減災することが示されました。特に、防潮堤・まちづくりなどのハード整備が大幅に進展した本県にとっては、平時からの食料等の備蓄や地震火災対策として効果的とされる感震ブレーカーの設置、さらには津波発生後の早期避難など、県民一人ひとりによる事前の防災対策の比重が高まっています。対策ごとのこれまでの効果及び今後の課題は以下のとおりです。

〔津波対策〕

・ 海岸防潮堤の整備等により、宮城県沖地震（連動型）など比較的頻度の高い津波（レベル1津波）に対する安全度が大きく向上しました。
・ しかし、東北地方太平洋沖地震など最大クラスの津波（レベル2津波）は防潮堤を超えるため、適切な避難行動をとることが必要不可欠となります。
・ 特に、日本海溝モデル・千島海溝モデルの地震では、最大の津波によると考えられる津波堆積物の資料から、過去の最大クラスの津波の間隔は約300～400年であることが分かっており、17世紀に発生した津波からの経過時間を考えると、切迫性が高く注意する必要があります。

〔揺れ・火災対策〕

・ 平成15年に実施した「第三次地震被害想定調査」と比較して、建物の耐震化率が大きく向上しており、これによって、揺れや建物倒壊に起因する火災被害が軽減していることが考えられます。
・ 引き続き耐震化率向上等の揺れ対策を継続するとともに、出火・延焼による被害を軽減するための火災対策も必要となります。

○　この結果を踏まえ、地震・津波による被害の最小化を基本方針とする「宮城県地域防災計画」〔地震災害対策編・津波災害対策編〕に、以下の二つの減災目標を設定しました。

【「宮城県地域防災計画」〔地震災害対策編・津波災害対策編〕に設定した減災目標】

〔減災目標①〕

最大クラスの津波をもたらす地震※により想定される死者数を今後10年間（令和6年度～15年度）で概ね8割減少させる。

※東北地方太平洋沖地震、日本海溝（三陸・日高沖）モデル地震、千島海溝（十勝・根室沖）モデル地震

〔減災目標②〕

宮城県沖地震（連動型）により想定される死者数を今後10年間（令和6年度～15年度）で概ね半減させる。

2. アクションプランの概要

(1) 位置付け

○ 本計画は、以下の位置付けや性格を有するものです。

・「震災対策推進条例」に定める「震災対策事業計画」

・「新・宮城の将来ビジョン」及び「宮城県国土強靭化地域計画」に関する取組のうち、主に地震・津波対策に関連した部門別計画

・県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編〕に定める減災目標達成に向けた県の取り組みを体系化・可視化したもの。

○ 上記に加え、「震災対策推進条例」の趣旨に合致する県の施策を広く取りまとめるものであり、従来からの取組に加え、情報通信技術を浸透させることで、人々の生活をより良く変革するデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)や温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立に向けた社会変革の取組である、グリーントランスフォーメーション(以下「GX」という。)などの大きな社会的動向、さらには、東日本大震災や令和6年能登半島地震など大規模災害への対応で得られた知見等も取り入れながら施策を検討・整理します。

○ また、施策の実施に当たっては、仙台防災枠組やSDGsなどの関連政策との調和を図りながら、その推進に努めるとともに、毎年度実施状況を整理(フォローアップ)し、定期的(概ね3年に1回)に想定死者数等を再推計することにより、取組の効果を評価することを想定しています。

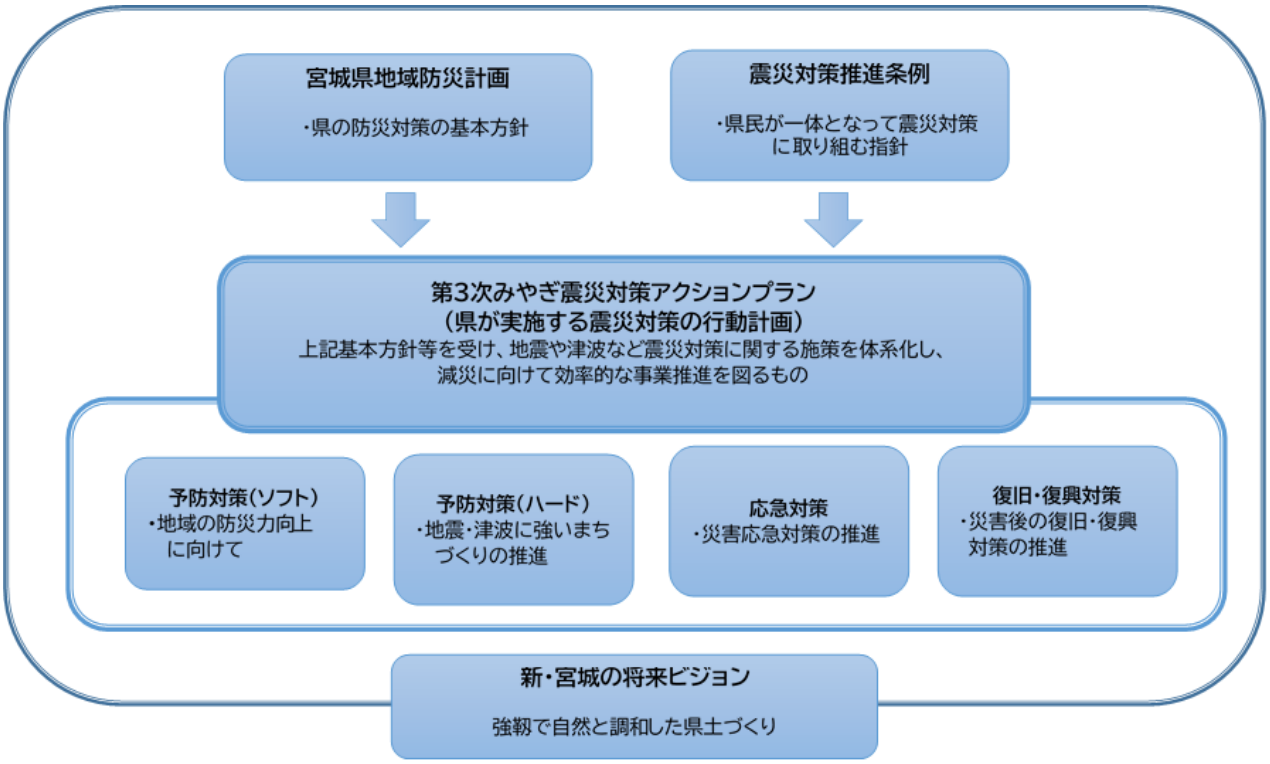

図5 アクションプランの位置づけ

（2）計画期間

○　令和6年（2024年）度～15年（2033 年）度の10年間（県地域防災計画での減災目標の期間と一致）

（3）特色

○　東日本大震災後初の震災対策アクションプランであり、防潮堤の整備等を含む「災害に強いまちづくり」など、東日本大震災の教訓や復旧・復興の取組等を踏まえ、これまでの対策の効果を踏まえつつ、切迫性の高まる次なる地震や津波などに備え、さらに一歩進んだ防災対策を進めていくものです。

○　第五次地震被害想定調査の結果を踏まえ、県地域防災計画に初めて設定した減災目標の達成に向けて、県による具体的な取り組みを可視化するものです。

○　また、東日本大震災では東北地方太平洋沖地震に伴い、大津波や火災、原子力発電所事故が二次的に、さらには複合的に発生したことから、震災対策推進条例にて規定される、二次災害や複合災害への対策に加え、令和6年能登半島地震等で発生した被災後における被災者の体調不良や災害関連死の防止に関する取組などについても、この計画に位置付けてまいります。

（4）基本的な考え方

○「宮城県地域防災計画」〔地震災害対策編・津波災害対策編〕に定める「地震・津波による被害の最小化」を目指すべき最終目標、本アクションプランにおける基本方針とするとともに、地震被害想定調査の結果に基づき同地域防災計画に盛り込んだ死者数の軽減を定めた2つの減災目標を本プランの目標に設定し、あわせて最終目標への中長期目標とします。

○　ハードとソフトを組み合わせた事前対策による被害の未然防止に加え、発災直後の応急対策や、その後の復旧・復興対策など、災害対応に伴う各段階における対策を推進します。また、最優先で考慮すべき死者の発生防止や負傷者等の人的被害に加え、住居等の物的被害の軽減、ライフライン・インフラ被害などの生活への影響、経済的被害の軽減など、あらゆる被害の最小化に向けて、総合的に震災対策を展開します。

（5）施策目標と施策の柱

○　第3次みやぎ震災対策アクションプランは、前アクションプランでの施策構成を踏襲し、基本方針及び減災目標のもと、4つの施策目標、8つの施策の柱、37の施策項目より構成されます。

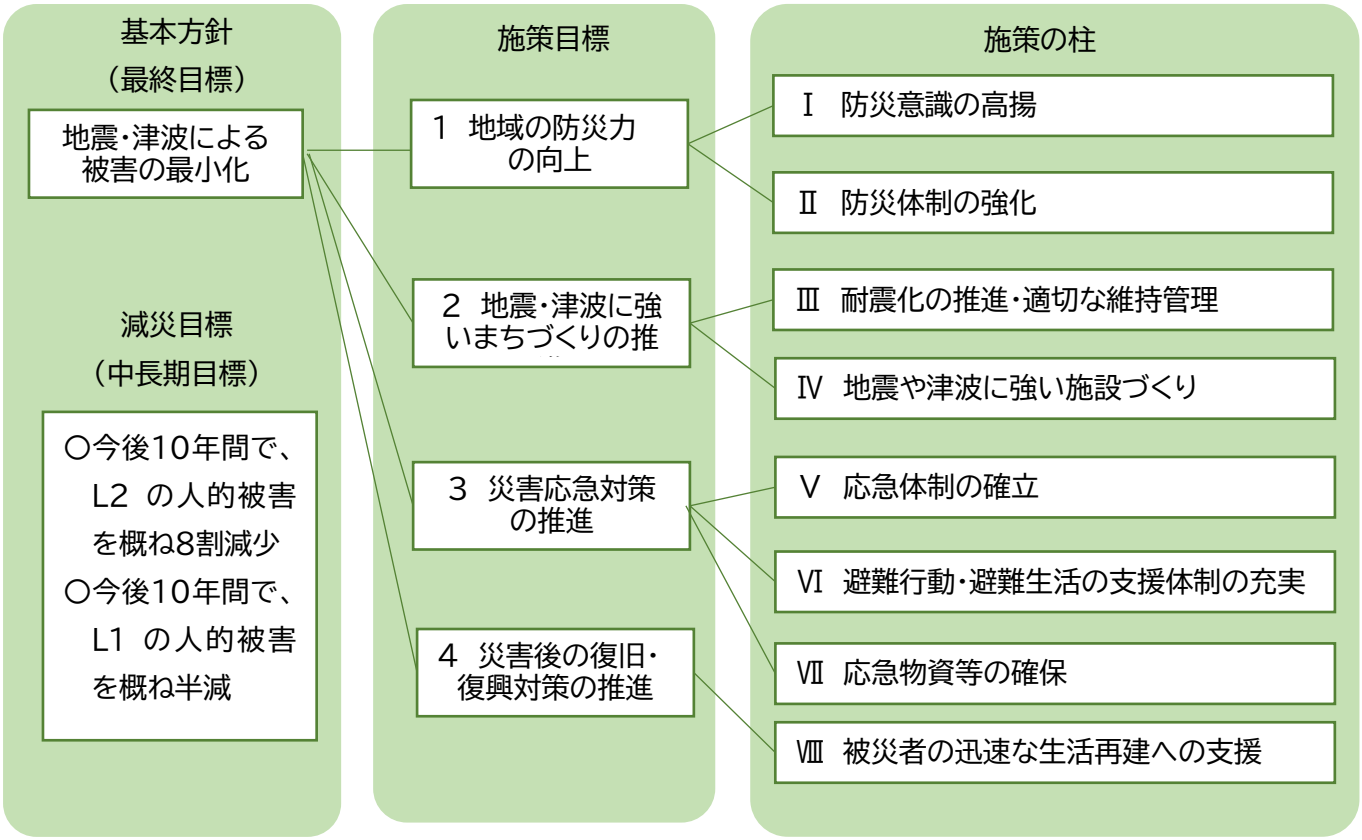

図6　施策の構成

1　（6）施策体系の一覧

2

表6　施策体系

基本方針等	施策目標	施策の柱	施策項目	活動項目数
基本方針 （最終目標） 地震・津波による被害の最小化	1　地域の防災力の向上 ＜予防・ソフト対策＞	Ⅰ 防災意識の高揚	1 県民への意識啓発	17
			2 DX を活用した防災情報の提供等	7
			3 学校における防災教育の推進	4
			4 自主防災組織の充実強化	5
			5 企業防災の推進	6
			6 防災訓練の充実・強化	2
		Ⅱ 防災体制の強化	7 震災対策の推進体制の整備	4
			8 初動態勢の強化・拡充	4
			9 消防体制の充実強化	13
			10 防災関係機関との連携	4
			11 市町村との連携・支援	8
			12 広域的な連携	6
			13 地震等に関する調査研究の実施	4
			14 災害時要援護者支援の推進	4
			15 防災に関する人材の育成	5
減災目標 （中長期目標） ○ 今後10年間で、L2の人的被害を概ね8割減少 ○ 今後10年間で、L1の人的被害を概ね半減	2　地震・津波に強いまちづくりの推進 ＜予防・ハード対策＞	Ⅲ 耐震化の推進・適切な維持管理	16 民間建築物の耐震化の推進・管理	5
			17 公共構造物の耐震化等の推進・管理	10
		Ⅳ 地震や津波に強い施設づくり	18 防災性の高いまちづくりの推進	6
			19 ライフライン関連施設の整備	3
			20 津波防災施設の整備	3
	3　災害応急対策の推進 ＜応急対策＞	Ⅴ 応急体制の確立	21 情報通信手段の整備	3
			22 情報収集・伝達体制等の整備	8
			23 職員による支援チームの編成・派遣	2
			24 救急・救助体制の整備	7
			25 複合災害等への対応	8
		Ⅵ 避難行動・避難生活の支援体制の充実	26 避難対策の推進	9
			27 避難場所・避難路等の整備・確保	3
			28 避難所運営・避難態勢の整備	3
			29 災害ボランティアの育成・支援	6
			30 被災者相談窓口の開設	10
			31 被災者保健福祉対策の推進	3
		Ⅶ 応急物資等の確保	32 応急給水体制の確立	2
			33 食料・生活必需品等の確保	7
			34 緊急輸送体制の整備	3
	4　災害後の復旧・復興対策の推進 ＜復旧・復興＞	Ⅷ 被災者の迅速な生活再建への支援	35 被災者の生活支援・住宅確保	11
			36 災害救助法関連業務での市町村連携	7
			37 災害棄物対策の推進	2
			合　計	214

3

3. 施策目標ごとの活動項目

施策目標１ 地域の防災力の向上＜予防・ソフト対策＞

地震や津波等から県民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくりを実現するため、県は関係機関との連携の下、地震・津波等による被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、東日本大震災後の復旧・復興事業等によるハード整備の大きな進展や地域特性等を踏まえながら、地域防災力の向上に資する予防型のソフト対策を推進します。

Ⅰ 防災意識の高揚

１ 県民への意識啓発

災害に対する防災力を高めるためには、県民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という自覚を持ち、平時から災害に対する備えについて心がけるとともに、自発的に防災活動に参加するなど、災害発生時には適切な判断に基づき、迅速な行動が取れるようにすることが大切です。

県では、家庭内での備蓄や家具の転倒防止対策を促進するとともに、地震や津波発生時にとるべき行動などの基礎知識を身につけていただくため、第五次地震被害想定調査の結果を踏まえ、啓発資料の作成をはじめ、みやぎ出前講座や、宮城県防災指導員の養成、シンポジウムの開催など、防災知識の普及に向け、様々な手法・媒体を用いて県民への意識啓発を行います。

１ みやぎ出前講座等の実施 災害から身を守るために、必要な備え・行動に関する出前講座の実施や動画の配信等により、防災意識の醸成と普及啓発を図ります。	防災推進課
２ 感震ブレーカーの普及啓発 地震を感知して自動的にブレーカーを落として電気を止める装置である感震ブレーカーについて、県内での認知・設置率の向上を推進します。	防災推進課
３ 各事業者等と連携した防災関係情報の発信 各事業者等の SNS や情報誌等を通じた情報発信により、県民への防災意識の普及・啓発に努めます。	防災推進課

4　イベントにおけるブース設置や体験コーナー等を通じた情報の発信 　防災訓練における関連事業者によるブース出展や、防災関連車両の展示・撮影コーナーの設置等により、特に子供世代に対する防災情報の発信を実施します。	防災推進課
5　電柱広告を活用した地震被害想定結果の周知 　津波浸水想定区域内の電柱広告を活用し、住民向けの周知及び防災意識の向上を図ります。	防災推進課
6　各種団体等のイベントにおける防災情報の発信 　地元スポーツチーム等と連携し、イベント等を通じて様々な対象への防災情報の発信を推進します。	防災推進課
7　普及啓発事業の実施 　自らの命は自らが守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」の必要性や取組を広く共有するため、 普及啓発事業の実施により、県民の防災意識の醸成と普及啓発を図ります。	防災推進課
8　地域レジリエンス強化事業（水災補償付き火災保険等加入促進事業） 　自然災害が頻発化・激甚化していることから、損保会社と連携して水災・地震保険の有用性を PR し、県民の自助の取組である水災・地震保険の加入促進を図るとともに、水災・地震保険等に新規加入した県民に補助金を支給します。	復興支援・伝承課
9　東日本大震災被災地情報発信事業 　広報誌の発行やイベント出展、SNS など様々な媒体を活用した情報発信により、震災の経験と記憶の風化防止や国内外に対する教訓の伝承を図ります。	復興支援・伝承課

10 東日本大震災伝承推進事業 東日本大震災における最大の被災県の責務として、県民一体となって震災を伝え継ぐ体制を構築するため、伝承活動団体、国、市町村等を構成員とした宮城県震災伝承ネットワーク（震災伝承みやぎコンソーシアム）を設立し、随時の情報共有のほか、伝承活動に取り組む多様な主体の連携促進や人材育成等を目的とした研修会・シンポジウムの開催等を行います。	復興支援・伝承課
11 東日本大震災伝承広域連携事業 東日本大震災等の災害の経験や記憶を貴重な教訓として語り継ぎ、情報発信することにより、多発する激甚災害に対する防災力の向上と被災地の活性化を図り、もって活力に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的として、「（一財）3．11伝承ロード推進機構」と連携し、被災地の復旧・復興に関する情報発信について震災伝承施設を通じ、広域的に取り組んでいきます。	復興支援・伝承課
12 震災伝承展示管理事業 みやぎ東日本大震災津波伝承館は、東日本大震災と同じ悲しみと混乱を繰り返さないために、震災の記憶と教訓を永く後世に伝え継ぐとともに、県内の震災伝承施設等へ誘うゲートウェイ（玄関口）の役割を果たすことを目指して整備されており、その展示物の維持・保守管理等を行います。	復興支援・伝承課
13 震災伝承連携促進事業 みやぎ東日本大震災津波伝承館の機能を強化し、ゲートウェイとしての役割を果たすことによって伝承団体を支援するとともに、伝承団体が抱える課題解決のため、機能強化に必要な事業に係る学術機関との共同研究やポスターコンクールの実施などを講じることで、さらなる連携を促進し、持続可能な伝承活動を可能とする体制整備を行います。	復興支援・伝承課

14 東日本大震災追悼事業 県では、東日本大震災で亡くなられた方々に追悼の意を表し、震災の記憶を風化させることなく後世に伝えるとともに、震災からの復興を誓う日として、「みやぎ鎮魂の日を定める条例」を制定し、3 月 11 日を「みやぎ鎮魂の日」と定めるとともに、県庁に献花台等を設置します。	復興支援・伝承課
15 動物の飼い主に対する防災意識・対策の啓蒙啓発事業の実施 愛護動物の防災対策に関する知識及び日頃からのしつけや備えについて講習を実施するなどの普及啓発を行い、飼主の防災意識の向上を図ります。	食と暮らしの安全推進課
16 非常時への食の確保に係る備えの啓発 非常時に食生活に支障が生じた場合に備え、食料や飲料水等備蓄におけるローリングストックや持ち出し品、最小限の調理技術等について普及啓発を図ります。	健康推進課
17 津波防災意識の啓発 毎年5月を「みやぎ津波防災月間」と定め、津波防災シンポジウムの開催、県内各地でのパネル展の開催により、津波防災意識の啓発を実施します。	防災砂防課

2 DX を活用した防災情報の提供等

地域の防災力を高めるためには、平時や災害発生時を問わず、行政、地域、住民が防災情報を共有することが重要です。また、人口減少や少子高齢化等などによって、災害対応を行う際には防災情報の収集や提供・発信について今後も様々な課題の発生が想定されることから、スマートフォンのアプリケーションや SNS といった現行の技術に加えて、DX を背景とする新たなデジタル技術の活用についても引き続き検討を行い、所要の対策に取り組んでまいります。

18 ウェブ等を活用した地震・津波防災に関する意識啓発 地震被害想定調査を踏まえ、その結果を活用した地震や津波等に関する普及・啓発資料の作成・配布をはじめ、減災目標の達成に不可欠となる津波からの迅速な避難意識の形成や震災対策の啓発を目的とする WEB ページの作成・運用を行います。	防災推進課
19 宮城県総合防災情報システムに係る機能の維持管理 総合防災情報システム（MIDORI）は、地震・津波・風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集するとともに、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達し、各種情報を共有化することにより災害の拡大防止を図ることを目的としたシステムであり、現在、導入済みとなるクラウド化や SNS 上の情報に対する AI を用いた収集など災害対応に必要な機能に加え、操作研修等の実施や同システムの維持・管理・保守等を通じて、引き続き適切な運用を確保していきます。	防災推進課
20 衛星インターネットサービスの導入・活用 人工衛星を活用したインターネット環境の構築を可能とするサービスは、令和6年能登半島地震において、孤立集落等での通信確保に大きな役割を担ったことから、同サービスを導入し、平時における防災訓練等をはじめ、実災害時における円滑な応急対策やその後の民生支援などに活用してまいります。	防災推進課

21　ホームページによる防災情報の発信等 　県ホームページ（宮城県防災情報ポータル）において、平時における防災に関するイベントや各種講習等のお知らせ等に加え、災害対策本部の設置状況や気象・ライフラインの現状などの防災関連情報を掲載し、県民への防災意識の普及・啓発を図るとともに、防災に関する情報の発信・共有を行います。	防災推進課
22　SNS による防災関係情報の発信 　X（旧 twitter）の防災アカウントや、LINE 等を活用して防災に関する情報を掲載し、県民への防災意識の普及・啓発を図ります。	防災推進課
23　動画による防災関係情報の発信 　YouTube 等を活用して防災に関する情報を掲載し、県民への防災意識の普及・啓発を実施します。	防災推進課
24　自然災害避難支援アプリの導入支援 　デジタル身分証アプリと連携したミニアプリの導入支援により、住民の迅速な避難行動につなげるとともに、市町村における避難所支援業務負担の軽減を推進します。	復興・危機管理総務課

3 学校における防災教育の推進

学校教育のそれぞれの段階に応じて、地震に関する正しい知識と地震発生時の適切な行動について理解することは、児童・生徒のみならず、家庭や地域社会の防災力の向上に、そのまま直結します。そのため、県では、学校における防災教育を促進するとともに、学校を基点として、所在する市町村や地域における自主防災組織等との連携の下、次代を担う防災人材の育成や地域における防災活動の活性化を目指します。

25 地域ぐるみの学校防災体制の構築 地域と連携した学校防災に係る相談窓口の設置及び学校防災アドバイザーの派遣や、地域の災害特性を踏まえた地域ぐるみの学校防災体制の構築に係る実践を広く普及します。	保健体育安全課
26 みやぎ学校安全基本指針による学校における安全管理体制の強化 学校安全3領域（災害安全・交通安全・生活安全）を網羅した指針を基に、学校において計画的・継続的に安全教育を行います。	保健体育安全課
27 各学校で効果的な安全教育を推進する人材の育成 学校及び地域の安全・防災に貢献できる人材を育成し、学校安全の充実・強化を図ります。	保健体育安全課
28 被災自治体の教育復興を支援する教職員チームの養成 研修会を開催し、大規模災害発生時に被災地で想定される学校教育の混乱解消に向けて、被災自治体の要請に基づき現地へ派遣し、教育復興を支援する「災害時学校支援チームみやぎ（MIRAI）」構成員を養成します。	保健体育安全課

4　自主防災組織の充実強化

自主防災組織は、住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」ために自主的に結成し、災害による被害軽減のため、地域の方が連携して行う共助による防災活動の中核を担う主体であり、防災活動だけでなく、普段から地域コミュニティの様々な活動と連携することで、災害時に大きな力を発揮します。

こうした自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、災害に対する正しい知識と防災活動の技術を習得した実践的な防災リーダーの存在が不可欠であり、地域の自主防災活動における女性の参画機会の拡大や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の構築が重要となることから、県では、自主防災の気運を醸成するとともに、宮城県防災指導員を養成するための講習会を開催する等の取り組みを実施します。

29　宮城県防災指導員養成講習等の実施 大規模災害時における「自助」「共助」の取組を進めるため、地域及び企業における防災活動の担い手となる人材を育成するとともに、市町村と自主防災組織等が行う取組を支援し、以下の取組を通じて、自立的かつ持続可能な地域防災体制の構築を図ります。	防災推進課
30　防災eラーニング講座実施事業 インターネットを通じて災害・防災活動の基礎知識等が学べる防災講座を実施します。	防災推進課
31　宮城県ネクスト防災リーダー養成事業 中学生を対象とした地域防災に関する講習会等を開催し、次代を担う防災人材を育成することにより、地域における防災活動の活性化を目指します。	防災推進課
32　防災ジュニアリーダーの養成 将来の地域防災活動の担い手となるリーダーを養成し、県内全体の地域防災力の一層の向上を図ります。	防災推進課 保健体育安全課

33　県立自然の家等での震災の記録と伝承 　松島、蔵王及び志津川の三つの県立自然の家での主催事業等において、体験的な防災学習を継続するほか、県図書館で震災関連資料の収集・保存に努めます。	生涯学習課

5 企業防災の推進

企業が行う防災活動には、従業員や顧客の安全確保や、事業活動の維持といった組織の内部における防災活動にとどまるものではなく、経済活動の担い手として、また、社会の一員として、地域防災活動へ参加するなど、積極的な社会貢献も期待されています。

石油や高圧ガス、毒劇物などを取り扱う事業所における防災対策の推進はもちろん、災害時の企業継続の視点からも、企業の防災にかかる人材の養成に努めます。

34 高圧ガス及び液化石油ガス関連事業所における防災対策の推進 講習会への講師派遣を通じて、高圧ガス及び液化石油ガス関連事業所の防災対策の促進を図ります。	消防課
35 毒物劇物事故防止対策事業の実施 毒物劇物営業者等に対し、毒物及び劇物による危害の発生を防止するため、立入検査及び研修会の開催を実施し、毒物及び劇物の適正な保管管理、取扱を指導します。	薬務課
36 中小企業 BCP 策定の支援 災害時の円滑な事業活動の再開を図るため、中小企業における BCP 策定を支援します。	中小企業支援室
37 BCP・事業継続力強化計画の実践支援 中小企業等の事業継続及び地域との連携推進を図ることを目的として、BCP・事業継続力強化計画を実践するための設備等の導入を支援します。	中小企業支援室
38 地域建設産業災害対応力強化支援事業 頻発化・激甚化する自然災害に備え、地域防災力の更なる強化を図るため、県内の建設企業等が取り組む防災体制の構築や災害対応力の強化等に必要な費用の一部を補助します。	事業管理課

39　宮城県防災指導員養成講習等の実施【再掲：企業防災関連】 　大規模災害時における「自助」「共助」の取組を進めるため、地域及び企業における防災活動の担い手となる人材を育成するとともに、市町村と自主防災組織等が行う取組を支援し、以下の取組を通じて、自立的かつ持続可能な地域防災体制の構築を図ります。	防災推進課

6　防災訓練の充実・強化

大規模な地震や津波、さらには二次災害や複合災害の発生時には、国や、県、市町村、防災関係機関及び地域住民等が緊密な連携の下、必要な応急対策を迅速かつ的確に実施する必要があることから、定期的に、総合防災訓練等を実施していくことが大切です。

また、県においても、職員の対処能力の向上を目的とした図上訓練など、実践的な防災訓練の実施に取り組みます。

40　6.12 及び 9.1 総合防災訓練の充実・強化 未曽有の大災害となった東日本大震災では、それまでの訓練の積み重ねにより、要員配置や資機材設置などの初動体制を円滑に確立できたことから、地震被害想定調査の結果や複合災害となった震災の教訓や県内外で発生する災害対応で得られた知見を踏まえ、関係機関相互の連携強化を図りながら、引き続き災害時等の迅速かつ的確な対応能力の向上を図ります。 【主な事業内容】 〇6．12総合防災訓練 県民の防災意識の高揚を図るため、震災対策推進条例に定める「みやぎ県民防災日（6月12日）」にあわせて、関係機関等と実施する机上訓練 〇9．1総合防災訓練 関東大震災にちなんで国が制定する「防災の日（9月1日）」に合わせ、関係する市町村及び消防本部等と実施する実動訓練	防災推進課
41　災害に迅速・的確に対処するための訓練の推進 東日本大震災等過去の災害警備における教訓を踏まえ、災害に迅速・的確に対処できるよう、災害警備訓練を継続的に推進します。	県警察本部　警備課

Ⅱ 防災体制の強化

7 震災対策の推進体制の整備

大規模な地震や津波等による災害から県民の生命、身体、財産を守るため、全庁を挙げて震災対策に取り組む体制を整えるとともに、防災部門における組織体制の充実強化等を図ります。

また、県、市町村、事業者及び地域住民等が一体となって災害に対処するため、それぞれの役割分担を明確化するとともに、宮城県防災会議等における女性参画の機会拡大をはじめ、県地域防災計画等の見直しや地震防災緊急事業五箇年計画の着実な進行管理等を行い、震災対策をより一層充実させながら、推進体制を整備してまいります。

42 宮城県防災会議の運営 災害対策基本法等に基づき設置される宮城県防災会議は、県の重要な防災施策に関する審議や防災に関する関係機関との意見交換・情報共有等を行っており、「仙台防災枠組2015－2030」等を踏まえた、女性の視点の反映による地域の防災力向上などを目指し、引き続き、地域防災計画の見直しや、県防災会議等において女性の意見や考えを反映できる体制づくりを図っていきます。	防災推進課
43 県地域防災計画等の見直し 県地域防災計画は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を各種災害から守るため、県や市町村、指定地方行政機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めた総合的な計画であり、国の防災基本計画の改正等を受けて、その見直しを行うとともに、原子力災害についても、国の原子力災害対策指針の改定等を踏まえ、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕等を修正いたします。 また、市町村地域防災計画が体系的かつ有機的に県地域防災計画と整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう、助言等を行います。 さらに、災害対策本部設置要綱や応援・受援に関する計画についても、国の動向や具体の災害発生に伴う教訓等を踏まえ、適時的確に修正を行い、実災害の発生に備えてまいります。	防災推進課 原子力安全対策課

44 震災対策推進条例の普及 東北地方太平洋沖地震をはじめとする大規模地震やこれに伴い発生する津波等に備えるため、県や市町村、県民、事業所等が果たすべき役割を明確にし、県民総ぐるみで地震に立ち向かう機運を高め、地震被害想定調査や「北海道・三陸沖後発地震注意情報」等に関する普及啓発など、防災・減災に向けた防災体制の強化を内容とする同条例に基づいた事業を推進します。	防災推進課
45 地震防災緊急事業五箇年計画による震災対策事業の管理等 第6次地震防災緊急事業五箇年計画において市町村、関係部局と連携し、事業の円滑な進行管理を行います。	防災推進課

8 初動態勢の強化・拡充

地震や津波等による被害を軽減するためには、大規模地震発生時に、迅速に初動態勢を確立し、的確に応急対策を実施することが必要です。

そのため、災害対策を実施する上で重要な役割を担う講堂や危機管理センター、これに隣接する執務室の再整備を進め、あわせて宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の改善、利便性の向上など、災害対策本部の機能強化を図り、大規模災害発生時における職員参集のための連絡手段の確保や迅速な情報共有など、迅速な初動態勢の強化・拡充に努めます。また、災害応急対策を円滑に推進するため、自らが使用する各種の要綱やマニュアル等について適時的確に見直しを行うとともに、市町村が行う各種の計画やマニュアルの整備等を支援します。

46 防災情報収集・共有体制の強化 災害時の初動体制確立のため、県防災担当者が所持する携帯電話を更新し、従来機能である震度情報や緊急時における職員参集等の一斉伝達・共有に加え、県総合防災情報システムとの連動性の向上や、職位や業務別の連絡グループ構築による簡素で効率的な情報発信・共有を通じて、円滑な初動体制の確立に加えて、初動期から応急対応に至る円滑な災害対応を目指します。	防災推進課
47 市町村における初動対応・応急対応体制の確認・支援 各種研修等を通じて、初動対応や応急対応に係る体制等の強化を支援します。	防災推進課
48 土木部 BCP による初動態勢の確立 震度6以上の地震など大規模な災害が発生した際には、策定した BCP について、道路、ダム及び港湾に関する情報提供を開始するとともに、維持・更新、訓練の実施、点検、継続的な改善などのマネジメントを行います。	防災砂防課
49 災害復旧態勢の整備 自然災害等への対応は、運転管理業者、関係機関及び関係市町村と連携し、迅速・的確な対応が確保できるよう、引き続き局内で相互応援できるよう、操作手順等の訓練を実施します。	水道経営課

9 消防体制の充実強化

地震や津波に伴う火災は、二次災害として同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高いことから、火災による人的・物的被害の軽減を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、出火防止に加え、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努めてまいります。

また、消防団は、地域社会における消防防災の中枢として重要な役割を果たしており、近年の災害の複雑多様化、大規模化等に対応するため、その一層の充実強化が求められており、消防団の充実強化、施設設備の高度化や団員の教育訓練の充実等の取り組みを支援していきます。

50 消防防災行政事務事業の実施 消防組織法所管事務における市町村及び消防本部相互の連絡調整、消防体制の強化など消防行政の円滑な運営に要する業務を実施します。	消防課
51 消防の広域化等の促進 市町村における消防の効率化と基盤強化を図るため、宮城県消防広域化推進計画に基づき、消防広域化の推進を支援するとともに、消防救急無線のデジタル化の推進を支援します。	消防課
52 防災ヘリコプター活動拠点の管理運営 機動力の優れた防災ヘリコプターの活用は防災活動に不可欠なものであり、県民の生命と生活を守るため、災害情報の早期把握、救援・救出、緊急物資の輸送、救急患者の搬送、林野火災における空中消火活動などを実施しており、仙台市等と連携を図りながら、災害応急対策活動や、消火や救助、救急業務を担う防災ヘリコプターの安全かつ円滑な管理運営を実施します。	消防課
53 緊急援助隊合同訓練事業の実施 緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を契機として、地震や津波などの大規模災害が発生した場合に全国規模の消防応援体制を確立するため、平成 16 年度に法制度化されており、同援助隊の迅速かつ的確な活動を行うため、北海道・東北ブロックにおける合同訓練を行います。	消防課

54 石油コンビナート等防災対策事業の実施 石油コンビナート等特別防災区域では、火災等の事故が発生した場合、大規模で特異な災害に発展する可能性が高いことから、同区域における防災体制の強化を図るため、関係機関相互の連携体制の確立及び指導を行うとともに、県に常置する石油コンビナート等防災本部として、防災計画の見直しや災害の発生及び拡大の防止等を目的とする訓練を毎年実施し、実践的技能の向上と防災機関の一体的活動体制の確立、さらには周辺住民等の防災意識の高揚を図ります。	消防課
55 消防施設の整備 国庫補助、地方債及び県単独補助事業により、耐震性貯水槽の設置や消防ポンプ自動車の配備など、市町村・消防本部における消防施設等の整備を促進します。	消防課
56 消防操法大会等の実施 激甚化・頻発化する災害から県民の生命財産を守るため、国、市町村及び防災機関等と緊密に連携し、消防力及び地域防災力の充実・強化を図る必要性が高まっていることから、消防本部及び消防団との連携を強化するとともに、県及び全国消防操法大会の開催とあわせて、消防職及び団員の消防技術の向上と士気の高揚を図ることで、消防体制を充実強化します。	消防課
57 消防団活動理解促進事業 近年、自然災害の頻発化・激甚化により、地域の消防防災体制の中核を担う消防団の必要性・重要性は高まっているが、消防団の社会的な認知度が高まっていないことなどが挙げられていることから、PR 動画等の作成などの消防団及びその活動の情報発信及び市町村の取組への支援を通じて、消防団活動の認知度・理解向上を図るとともに、団員の確保対策に繋げていきます。	消防課

58　消防団の設備施設の強化 　団員が活動しやすい環境づくりのため、地方債及び市町村振興総合補助金により、小型動力ポンプ積載車や災害防御用資機材などの整備を推進します。	消防課
59　救急救命士養成事業 　救急隊員に対する高度な教育訓練の実施等を目的として都道府県の共同出資で設立された一般財団法人救急振興財団に対して事業運営費を負担し、高度な教育訓練となる救急救命士の新規養成課程へ各消防本部から救急隊員を派遣します。	消防課
60 県・地域メディカルコントロール委員会の運営 　救急業務の高度化を推進するため、消防機関と救急医療機関の連携を強化し、搬送途上での医師による救急隊員への指導助言等を行うことで、病院前救護の質の向上を図るメディカルコントロール体制について、県と9地域の協議会にて、救急救命士及び救急隊員への教育体制に関する協議を行うとともに、応急処置等についての検証を実施します。	消防課
61　民間防火組織等の育成 　地域の防火防災意識の高揚を図るためには、民間防火組織の育成強化が必要不可欠であることなどから、各家庭や地域における防火意識の高揚を目的として活動する女性防火クラブの育成が必要不可欠であり、これらの組織に対する育成強化等を行い、地域や家庭での防火意識の高揚を図るとともに、地域社会での防火思想の普及を図ります。	消防課
62　消防学校による教育事業の実施 　近年の消防は、災害や事故の複雑多様化や大規模化に加え、生活環境の変化に伴い、広域的かつ高度で専門的な活動が求められていることから、消防学校において、消防職員・消防団員等に対し、消防の責務を正しく認識させるとともに、新任や幹部など、その責務遂行に必要な知識・技術の習得を図り、地域住民の期待と信頼に応えられる消防人」を育成していきます。	消防課

10　防災関係機関との連携

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関相互の連携が必要不可欠であることから、県では、平時での定期的な訓練に加え、連絡会議等の開催を通じ、密接な協力体制の確立を目指します。

また、県地域防災計画では、防災関係機関について、予防段階での訓練の実施や災害発生時を見据えた専用通信網や配備体制の整備に加えて、応急対策における広報活動や災害対応職員の呼集と活動等が規定されております。

特に、電気や水道など県民生活の基礎となるライフライン関係機関や防災上重要な役割を担う消防、警察、自衛隊、仙台管区気象台等については、各種訓練等の実施を通じて、さらなる連携強化を図ります。

63　災害時応援協定の締結 関係部署が担う災害対応業務を実施するに当たり、地方公共団体をはじめ防災関係機関や民間事業者と締結する協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時から大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努めます。	防災推進課等
64　防災関係機関との連携による広域防災拠点等の運営 広域防災拠点や市町村の地域防災拠点等を支援する圏域防災拠点を運営するに当たり、実災害時の対応を見据えた対応が必要であることから、県トラック協会や県倉庫協会など防災関係機関との意見交換や研修会をはじめ、各種訓練等を実施し、運営マニュアルの作成・見直しや運営資機材の整備を進めます。	防災推進課
65　ヘリコプター運用調整会議の開催 大規模災害が発生した場合は、緊急消防援助隊や自衛隊等の多くの航空隊が集結するため、ヘリコプター運用調整会議を開催し、安全かつ効率的な活動ができるよう調整します。	消防課
66　防災関係機関連携事業の実施 日本水道協会員の相互応援協定や工業用水道及び下水道に係る災害支援協定等により、相互応援体制を確立し、応急復旧人員の派遣など緊密な連携を図ります。	水道経営課

11　市町村との連携・支援

県は、市町村が所管する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、その総合調整を行う責務を有しています。そのため、市町村の防災に関する責務が十分に果たされるよう市町村の危機管理態勢の整備や地域防災計画の修正等について、必要な支援を行います。

67　宮城県津波対策連絡協議会活動の促進 本県の津波対策の現状と課題を検討し、継続的に沿岸市町との情報交換及び連携を図り、津波による被害の低減を目指します。	防災推進課
68　市町村地域防災計画等の修正促進 市町村の地域防災計画や災害対応に関連する各種マニュアルや要綱等の修正などに関する指導・助言を行います。 なお、災害時における死者及び行方不明者の氏名等の公表は、個人情報保護法や国の指針を踏まえて策定した対応方針に基づき、人命救助活動の効率化・円滑化や災害時における国民の「知る権利」を考慮しながら、市町村の制度運用に当たっての調整を進め、円滑な対応を確保します。	防災推進課
69　広域防災拠点及び圏域防災拠点の整備・開設運営に係る体制等確保等 大規模災害発生時に被災地への適時適切な支援を行うことを目的に、支援部隊の集結や物資の集配等の活動拠点として、仙台市宮城野原地区にて整備を進める広域防災拠点の開設運営に必要な検討を行います。 また、県内7つの圏域に8拠点を整備する圏域防災拠点については、衛星携帯電話等資機材の整備をはじめ、その維持管理を行うとともに、拠点の運営に従事する要員を対象とする各種の研修・訓練の実施や、運営マニュアル等の見直しを行うなど、市町村等と連携を図りながら、災害発生時における円滑な災害対応の支援体制を確保します。	防災推進課
70　市町村防災担当課長会議の開催 平時における各種計画策定の災害対応関連事業に関する事務事業に関する情報共有等を目的として、災害発生時に迅速に救助が行えるよう、市町村担当課長会議を開催します。	復興・危機管理総務課

71　市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施等 　市町村の防災担当職員の災害対応能力の向上を図るため、防災専門研修を実施するとともに、市町村防災担当職員を対象とした研修会等を開催し、災害対応能力の充実・強化を図ります。	防災推進課
72　災害救助法担当者会議の開催 　災害発生時に迅速に救助が行えるよう、市町村担当者会議を開催し、制度の周知を行います。	復興支援・伝承課
73　地域レジリエンス強化事業（みやぎDCM人材確保事業）の実施 　災害ケースマネジメント（以下「DCM」という。）の取組を推進するため、実施主体である市町村の理解の促進や体制構築を目的として、市町村職員等を対象に加えた研修会を開催し、市町村による DCM の実施を支援します。	復興支援・伝承課
74　災害廃棄物処理図上演習の実施 　市町村等を対象とした災害廃棄物処理図上演習等を実施し、継続的な人材育成を通じた災害対応力の強化を図ります。	廃棄物対策課

12 広域的な連携

大規模地震や津波が発生した場合、広範囲かつ同時多発的な被害の発生が見込まれることから、他都道府県や関係機関、被災地域内外からの支援が不可欠です。そのため、県では、日頃から北海道、東北6県及び新潟県で構成する「北海道・東北8道県相互応援に関する協定」や県、市長会及び町村会で締結する「災害時における宮城県市町村相互応援協定」等に基づき、広域的な連携の強化を図り、県内外からの応援を円滑に受け入れる体制づくりを進めます。

75 北海道・東北8道県の相互応援体制の強化 大規模地震に備えるため、相互応援協定を締結する北海道・東北8道県の担当課長を対象とする会議を開催するなど、平時から情報交換を行い、広域的な連携を図るとともに、発災時における円滑な応受援体制の確立に向けて、構成同県との間で DX 等を活用した応援要請に係る情報共有や応援手続きの標準化、相互訓練の実施等について検討を進めます。	防災推進課
76 宮城県市町村相互応援協定の運用・実施 個別協定や圏域協定では災害に対する十分な対策等が実施できない場合、食料などの物資・資機材の提供や、職員派遣などの応援要請手続きなどを内容とする相互応援協定に基づき、県内全市町村の相互応援による対策等を迅速かつ円滑に実施します。	防災推進課
77 被災市町村に対する県職員の初動派遣制度等の運用 大規模災害等が発生した場合における県内市町村との円滑な情報連絡や市町村の災害対応業務等の応援のため、県から市町村に対して行う職員の派遣等について、毎年度、職員の指定と研修等を実施し、業務に対する理解度や実災害時の対応能力の向上を図ります。 また、県内外における被災市町村（都道府県）の被害及び応急対策の実施状況等の情報収集や県と市町村間の情報伝達窓口となり、具体的な応受援活動のマネジメントを行う要員について、研修の実施等によりその養成を図り、災害対応の円滑化を確保します。	防災推進課

78　北海道・東北ブロックの緊急消防援助隊の連携強化 　北海道・東北ブロックの緊急消防援助隊の合同訓練を行い、連携強化を図ります。	消防課
79　被災建築物応急危険度判定支援体制の充実強化 　地震等で被害を受けた建築物について、人命に関わる二次災害の防止を目的として、余震等による倒壊や外壁等の落下などの危険度を判定し、住民や歩行者等に危険情報を周知する市町村の判定活動を支援するため、判定・連絡訓練の実施や連絡体制の整備を行います。	建築宅地課
80　広域緊急援助隊合同訓練等を通じた対処能力向上 　広域緊急援助隊合同訓練に参加し、救出・救助等実践的な訓練を通じて、大規模災害発生時に派遣される他都道府県警察の広域緊急援助隊等との対処能力向上及び連携強化を図ります。	県警察本部　警備課

13　地震等に関する調査研究の実施

今後も発生が想定される地震動や液状化、火災、津波浸水被害などによる人的被害、ライフラインや交通施設などに対する地震被害想定調査を必要に応じて実施し、震災対策による減災効果を確認しながら、地震や津波対策の計画的・効果的な推進に役立てます。

また、観測警報体制の充実・強化など地震や津波の発生や被害予測に関する科学技術の進展を踏まえながら、引き続き大規模な地震や津波への対策を検討してまいります。

81　地震被害想定調査結果の活用 宮城県防災会議において、学識経験者等で構成する専門部会を立ち上げて取りまとめた地震被害想定調査の結果を活用し、減災目標を設定するとともに、当該調査結果に基づく啓発資料の作成や出前講座の実施等により当減災目標達成の一助とします。	防災推進課
82　宮城県津波対策連絡協議会活動の促進 本県の津波対策の現状と課題を検討し、津波対策ガイドラインをはじめ津波避難に関するハザードマップや避難計画の見直し等について、学識経験者等の知見を踏まえながら、継続的に沿岸市町との情報交換及び連携を図り、津波による被害の低減を目指すとともに、国等が実施する連絡会議への参加を通して、本県の地震・津波対策を推進する国等による普及・啓発活動と連携した取組を行います。	防災推進課
83　東北大学災害科学国際研究所等との連携 東北大学の英知を結集して被災地の復興・再生に貢献するとともに、国内外の大学・研究機関と協力しながら、自然災害科学に関する世界最先端の研究を推進する東北大学災害科学国際研究所をはじめとする研究機関や企業等と連携し、地震や津波等に関する最新の知見などを防災・減災の取組に関する普及啓発や施策や事業へ反映していきます。	防災推進課
84　仙台管区気象台との連携 震度情報ネットワークを構成する仙台管区気象台設置分の震度計に係る維持管理をはじめ、地震や津波等に関する自然災害等に関する意見交換会の開催などを通じて、平時からの相互連携の深化を図ります。	防災推進課

14　災害時要援護者支援の推進

大規模地震や津波の発生時には、災害時要援護者に対する特別な配慮、支援が必要となる場合が想定されます。そのため、県では、市町村等と連携しながら、発災時における情報伝達をはじめ社会福祉施設等における防災体制の整備や、施設の耐震化を進めるとともに、緊急一時的な受入れ体制や避難誘導体制の整備を図るなど、災害時要援護者の支援を推進していきます。

85　市町村の避難行動要支援者に係る個別避難計画作成支援等 市町村における避難行動要支援者の個別避難計画作成に向けて、市町村の取組を支援するとともに、市町村が行う所管施設にかかる避難体制について、県として状況を把握し、必要な支援を行います。	保健福祉総務課、長寿社会政策課、子育て社会推進課、子ども・家庭支援課、障害福祉課
86　災害発生時における連携体制の確立 災害発生時における情報伝達、安否確認、避難誘導体制及び県、市町村、団体、地域住民の連携を図るため、社会福祉施設に対し、防災対策に関する情報提供を行います。	保健福祉総務課、長寿社会政策課、子育て社会推進課、子ども・家庭支援課、障害福祉課
87　災害時要援護者の社会福祉施設等における緊急一時的な受入体制の整備 被災施設から他の受入可能施設への調整を行う等の体制整備を図るとともに、県立施設における受入体制の整備を図り、被災施設から他の受入可能施設への調整を行う等の体制整備を図ります。	保健福祉総務課、長寿社会政策課、子育て社会推進課、子ども・家庭支援課、障害福祉課
88　在宅人工呼吸器使用難病等患者の災害時対策の推進 災害発生時における自助力を高めるため「災害時対応ハンドブック」の普及啓発を図るとともに、必要な支援を迅速に行うため「安否確認台帳」の整備を図ります。	疾病・感染症対策課

15 防災に関する人材の育成

防災対策を的確に実施するためには、県をはじめとする自治体職員の災害対応能力の向上が不可欠です。そのために、県では、各種専門研修を実施するなど、防災に関する専門知識を身に付けた人材を養成するとともに、防災担当職員以外の職員についても、震災からの時間的経過を踏まえた組織としての風化防止にも取り組みます。

89 防災担当者の防災意識・災害対応能力の向上に向けた取組の推進 職員の防災意識の高揚や災害対応能力の向上を図るため、各種シンポジウム・講演会等への開催に協力するとともに、県組織内部や市町村、防災機関への周知・広報についても積極的に取り組みます。	防災推進課
90 市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施 市町村の防災担当職員の災害対応能力の向上を図るため、従事年数や災害対応の分野に応じた防災専門研修を企画・実施します。	防災推進課
91 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の操作研修 災害発生時に必要な情報を円滑に収集し、伝達できるよう、県や市町村、消防本部の防災担当者を対象とした MIDORI の研修会を開催します。	防災推進課
92 災害対応力の強化 津波等の大規模な自然災害に備えた防災訓練の実施や、自治体職員を対象とした害復旧事業研修、防災対応力研修等を開催します。	防災砂防課
93 東日本大震災に係る教訓の風化防止対策 今後数年で、東日本大震災以降に採用された職員が半数に達することから、震災を経験している職員による伝承教養、津波避難誘導マニュアルに基づく訓練の実施等により、震災の教訓を風化させない取組を推進します。	県警察本部 警備課

施策目標２　地震・津波に強いまちづくりの推進＜予防・ハード対策＞

地震・津波から県民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくりを実現するため、県は関係機関と連携し、地震・津波による被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化及びその機能の適切な維持管理に関する予防型のハード対策を推進します。

III　耐震化の推進・適切な維持管理

16　民間建築物の耐震化の推進・管理

平成7年1月の阪神・淡路大震災における死者数の約8割は住宅等の倒壊による窒息死や圧死等、平成15年7月の宮城県北部の地震の負傷者の多くは住宅等の倒壊によるものでした。

県では、こうした過去の災害に加え、地震被害想定調査の結果や令和 6 年能登半島地震の現状等を踏まえ、引き続き市町村等と連携し、耐震診断によりご自宅の耐震性を知っていただくとともに、耐震改修の推進等を通じて、安全な住まいづくりにつながる支援を行ってまいります。

また、百貨店やイベントホールなど不特定多数が利用する特定建築物の耐震化を推進するため、所有者・管理者への普及啓発を進めるとともに、危険なブロック塀などの解消や家具等の転倒防止対策を促進するため、その取り組みに対する支援を行います。

94　みやぎ CLT 普及促進事業を活用した耐震シェルターの研究・開発 県産材を使用したCLT等新たな木製品の需要拡大等を図るため、製品開発などの取組を支援し、木材需要の創出により温暖化対策（CO2 固定化）への貢献を目的とする同事業の活用を通じた民間事業者等による耐震シェルター（DIY キット等）の研究・開発を支援します。	環境政策課 林業振興課
95　木造住宅の耐震化促進に向けた普及啓発 県の広報誌やパネル展示、パンフレットや出前講座等による周知により、県民に木造住宅の耐震化促進を働きかけます。	建築宅地課

96　木造住宅の耐震化促進に関する支援 　建築物の耐震診断・耐震リフォーム改修に関する無料相談窓口を（一社）宮城県建築士事務所協会内に開設するとともに、市町村と連携し、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事の助成事業の活用促進、普及・啓発活動を実施します。	建築宅地課
97　宮城県建築物等地震対策推進協議会における耐震化に係る取組 　高い確率で発生が予想される大地震に備え、県内の建築物の地震対策を進めるため、学識経験者、県、市町村及び建築関係団体が構成員となって設立した同協議会において、官民一体となって様々な課題に取り組むとともに、耐震化に係る具体的な施策の立案を行います。	建築宅地課

98　多数の者が利用する建築物の耐震化・長寿命化等の取組 【主な事業内容】 ○市町村所有の公共建築物の耐震改修等 市町村に対して市町村所有の公共建築物の耐震改修等に係る計画の策定を促すとともに、民間建築物については文書通知や訪問などを通して耐震化の指導・助言を行います。 ○民間大規模特定建築物の耐震補強等への支援 民間大規模特定建築物の耐震補強設計・耐震改修補助事業や、指定避難所の耐震診断事業を実施する市町村に対して支援を行います。 ○特殊建築物等への対応 病院など一般の建築物よりも強い制限を課す建築物である特殊建築物、建築設備等の定期調査の実施とその調査結果の報告について、引き続き通知等により所有者等への周知を図るとともに、未報告のものについては報告を促します。 ○災害拠点病院以外の医療施設への対応 災害拠点病院以外の医療施設については、耐震化に係る一層の状況把握に努めるとともに、耐震診断・耐震改修の必要性について機会を捉えて周知していきます。 ○障害福祉サービス事業所等への対応 障害福祉サービス事業所等に対しては、災害対策として防火・耐震化や非常用自家発電設備や給水設備などの整備等に要する費用の一部を補助します。 ○高齢福祉施設への対応 高齢福祉施設に対しては、耐震化診断又は耐震改修が必要な施設を把握するとともに、実施に向けた働きかけを行います。また、サービス付き高齢者向け住宅についても必要に応じて国の補助事業等に関する情報提供を行うなど事業者に耐震化を働きかけます。 ○認可外保育施設等への対応 認可外保育施設は賃貸物件の施設も多く、建築年数や構造物の状況に応じた対策が必要であることから、県では認可外保育施設に対して、認可化を促す事業を展開しており、その中で施設の耐震化等を促していくとともに、国の補助制度等を活用して、児童養護施設等の耐震化、非常	建築宅地課、医療政策課、障害福祉課等

用発電機の設置等を促進します。また、老朽化した児童養護施設等については、長寿命化計画の作成を促していきます。	

17　公共構造物の耐震化等の推進・管理

県民の日常生活や経済活動を支える社会基盤施設である道路や橋梁、河川、海岸、港湾及び漁港などの公共構造物が地震により損壊した場合、施設の周辺で大きな被害が発生するだけでなく、避難や救援、救出活動が困難となり、その後の県民生活にも大きなダメージを与えます。そのため、県では、重要な公共構造物について、順次、耐震化を図るなど、地震対策を着実に推進します。

99　基幹的農業用排水機場の機能保全対策の実施 農業用水を供給する農業水利施設のうち、基幹的農業用排水機場の機能保全対策を実施し、災害発生等の未然防止を図るとともに、農村地域の安全・安心な暮らしを守ります。	農村整備課
100　防災重点農業用ため池の整備 地震等により農業用ため池が決壊した場合、農地・農業用施設への被害のみならず家屋・公共施設等への災害リスクが高まっていることから、農業用ため池の決壊による下流域の人的被害及び家屋や公共施設等への被害を防止するため、防災重点農業用ため池に係る保全体制の整備を支援します。	農村防災対策室
101　農業用排水施設及び農業用河川工作物の改修・整備 深刻な機能低下が発生する前に機能診断に基づく適切な予防保全対策を実施し、農業用排水機場・排水路及び農業用用水施設の改修並びに整備を進め、災害発生等の未然防止やライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化を図っていきます。	農村防災対策室
102　土砂災害防止施設の整備 農村地域には地すべり地域等が存在し、地震等により甚大な被害が発生するおそれが高いことから、農地・農業用施設や人家・公共施設等への被害を未然に防止するため、土砂災害防止施設の整備に取り組みます。	農村防災対策室 防災砂防課

103　漁港施設の整備 　災害時における漁港施設の被害防止及び漁港の流通機能の確保を目的とした主要な防波堤・岸壁の地震・津波・波浪対策を行うとともに、既存漁港施設の予防保全型の長寿命化により、災害時の漁港施設の被害防止を図ります。	漁港整備推進室
104　港湾施設整備の推進 　係留施設・外郭施設・臨港道路等の港湾施設については、その損壊が人命や財産、社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、耐震化をはじめ、点検・診断や維持管理などを実施していきます。	港湾課
105 広域防災拠点等の整備 　広域防災拠点の整備に当たっては、想定される宮城県沖地震や長町-利府線断層帯による地震も考慮した上で、主要な施設については適切な耐震対策を行うほか,地盤の安全性についても確保するとともに、圏域防災拠点が持つ機能を補う拠点として「防災道の駅」を選定し、必要な機能、施設、体制を整備するための検討を進めます。 　また、複数県にまたがるような広域災害発生時に、国の現地災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう、東北エリアを対象とする中核的な広域防災拠点の本県内への整備を国に要望していきます。	都市環境課 道路課 防災推進課
106 公営住宅の長寿命化に伴う安全性の向上 　県営住宅ストック総合活用計画に基づき、耐震性や耐火性など安全性の向上に関する事項等を最優先とし、緊急性や劣化状況、地域特性等を勘案した優先順位を考慮して、計画的な修繕や改善を行っていきます。	住宅課

107 学校の耐震化・長寿命化等の推進 県立学校施設については、学校施設管理者による日常点検等を実施し、適時適切な維持修繕等を行うとともに、計画的な改修事業を行いながら施設の長寿命化に取り組みます。また、市町村立学校施設については、長寿命化や非構造部材の耐震対策に取り組む市町村に対して、国庫補助事業等の積極的な活用を働きかけ、早期の対策完了を促していきます。 なお、私立学校については、構造体の耐震化及び非構造部材の耐震対策の必要性の周知に加え、園舎・校舎の耐震化の際に利用できる補助制度等について説明するなど耐震対策を支援していきます。	管財課 施設整備課
108 文化財の耐震化・長寿命化等の推進 文化財所有者・管理者による適切な日常的管理の徹底とあわせ、建造物等の耐震化や防火・防犯設備の点検・整備、修繕、更新等の必要性を周知し、補助制度の活用を促進します。また、博物館における展示方法・収蔵方法等について、定期的な点検を推進するとともに、博物館施設・設備として受変電設備や非常用発電機の修繕等を計画的に進め、長寿命化を図ります。	文化財課

Ⅳ 地震や津波に強い施設づくり

18 防災性の高いまちづくりの推進

地域における自然災害の種類・頻度、地形地質条件などの特性を考慮し、施設そのものに対する被害の防止と土地利用に対する規制・誘導を柔軟に組み合わせ、安全な地域づくりを行うとともに、災害リスクの見える化等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制等を促進します。また、大規模な地震発生時には、幹線道路や公園緑地等の施設が火災の拡大防止や避難等を行う上で大きな役割を果たすことから、県では、安全・安心や快適性等に配慮した総合的に質の高い市街地を実現するため、大規模な地震が都市に及ぼす危険性を明らかにし、避難路等の確保のための各種事業や密集住宅市街地の整備改善を支援します。

109 下水道等の耐震化・長寿命化等の推進 ストックマネジメント計画に基づく流域下水道管渠、処理場及びポンプ場の改築更新とあわせて、耐震化や耐水化を含めた浸水対策、溢水対策を実施します。また、市町村等の下水道事業者に対しては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をはじめ、農業集落排水や漁業集落排水、コミュニティプラントなど各種事業制度を活用した下水道施設の計画的な老朽化対策や耐震化等を働きかけ、技術的支援により事業の推進を支援します。	水道経営課、廃棄物対策課
110 海岸管理施設の整備等 海岸保全施設については、長寿命化計画に基づき、計画的な巡視点検を行い、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な予防保全型の維持管理を推進するとともに、砂浜の侵食が危ぶまれる海岸については、侵食防止対策を実施し、海浜の安定化を図ります。また、津波や高潮の浸水想定等を踏まえたソフト対策を推進します。	農村整備課、漁港整備推進室、河川課、港湾課
111 「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」などに関する周知啓発 高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、災害に強いまちづくりを進めた経験について、石巻南浜津波復興祈念公園等における震災伝承や、公共土木施設の復旧及び復興まちづくりの取組を伝える「3．11伝承・減災プロジェクト」により推進します。	防災砂防課

112　土砂災害防止施設の長寿命化 　老朽化した土砂災害防止施設（砂防、急傾斜、地すべり）の対策工事を実施します。	防災砂防課
113　災害に強いまちづくりを支える各種事業の支援 　県民の安全で安心な暮らしを支える社会資本整備については、「次世代に豊かさを引き継ぐことのできる持続可能な宮城の県土づくり」を掲げており、災害に対し粘り強い県土構造への転換を図るなど、市町村等と連携しながら、引き続き土地区画整理事業、まちづくり総合支援事業、市街地再開発事業、街路事業等の検討・実施を進めます。	都市計画課 建築宅地課
114　県立都市公園の整備・施設管理等 　都市の中にみどりとオープンスペースを確保する公園や緑地は、休養やレクリエーションの場であるとともに、災害の時には避難の場所などとして利用できるなど、都市施設として重要な役割を担っていることから、定期点検の実施をはじめ、早期の修繕・更新を行うとともに、指定管理者が管理する県立都市公園については、その管理状況を把握し、適宜、指定管理者への指導・助言を行い、施設の安全性の確保や長寿命化を図ります。	都市環境課、観光政策課、スポーツ振興課

19　ライフライン関連施設の整備

県民生活に直結する電気やガス、上下水道など重要なライフラインが地震などにより被災した場合、社会生活を営む上で大きな支障が生じます。県では、ライフライン関係機関との連携を強化するとともに、水道事業における給水体制を整備し、迅速な対応に備え、上下水道施設の耐震化等を促進していきます。

115　ライフライン関係機関との連携強化 大規模地震等の発生により県民生活に直結するライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動等に大きな支障が生じるため、関係機関にて大規模な災害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づき、各施設の被害を最小限に食い止められよう、関係機関との会議の開催、各種訓練への参加により連携強化を図ります。	防災推進課等
116　流域下水道施設の耐震化の推進 処理場等の施設の耐震化については、全て実施するには多大な費用と期間が必要なため、ストックマネジメント計画による設備の改築更新時に合わせて対象施設の耐震化対策を進めます。	水道経営課
117　県営水道・工業用水道施設の耐震化等の推進 人口減少社会の到来に伴う水需要の見込みや老朽化が進行する水道施設の更新需要を勘案したアセットマネジメント（資産管理）による維持管理及び計画的な更新を行うとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ施設の耐震化及びバックアップ体制の整備等についても計画的に実施します。	水道経営課

20　津波防災施設の整備

本県は海域での地震の発生が多く、津波が襲来した場合に被害が大きくなる地形的特徴があることから、東日本大震災をはじめ、三陸南地震津波や遠地津波であるチリ地震津波などの津波による災害を経験し、幾度となく大きな被害を受けています。

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などの海溝型地震では、津波の発生が懸念されており、津波への備えとして、防潮水門の改修や漁港、港湾施設など津波防災に関連する施設整備を推進するとともに、その適正な運用・管理を行います。

118　漁港海岸保全施設の整備 津波等の災害による被害防止を目的とした海岸保全施設（防潮堤）の整備を行います。	漁港整備推進室
119　海岸防災林の整備 東日本大震災により壊滅的被害を受けた海岸防災林は、令和３年４月に復旧（基盤造成及び植栽）を完了したが、成林するまでの継続的な保育管理を実施します。	森林整備課
120　水門・陸閘自動閉鎖システムの運用 東日本大震災において、水門・陸閘の閉鎖に従事した水防団等の方々が犠牲となった状況を踏まえ、本県では、津波注意報や津波警報等の発表時に現地で人が操作することなく、安全かつ迅速・確実に水門・陸閘を自動で閉鎖するシステムを採用し、引き続きその運用を図ります。	港湾課、河川課、漁港整備推進室

施策目標３　災害応急対策の推進＜応急対策＞

地震被害想定調査は最新の知見に基づき、将来において発生が予測される災害について一定の条件を想定し、作成しています。

そのなかで被害を最小限とするための対応のあり方などを検討していますが、当初の条件を超える災害の発生に対しては、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災のように広域的な停電や断水の発生、市町村等の行政機能の喪失などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、県災害対策本部要綱等に規定する各々の分掌事務において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる必要があります。

Ⅴ　応急体制の確立

21　情報通信手段の整備

発災時において、災害対応に必要な情報を確実に収集・伝達するためには、複数の情報通信手段の確保が必要不可欠となります。そのため、県では、県と市町村及び市町村相互間で利用できる高度情報通信ネットワークを整備しています。このネットワークは、光ファイバーケーブルを利用した広域ネットワーク「みやぎハイパーウェブ」と、地上系防災行政無線や宮城県地域衛星通信ネットワークにより構築されており、災害に強い情報通信手段が確保されています。

引き続き、これらのネットワークや DX を背景とする新たな技術などを活用し、県や市町村、防災関係機関等との間において安定した情報通信の確保に努め、情報の取集・伝達・共有に関する機能強化を図ります。

121　防災行政無線の維持管理等を通じた情報通信体制の確保 宮城県防災行政無線設備については、災害時等においても情報伝達手段として支障なく使用できるよう、地上系と衛星系伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するとともに、無線設備の適切な保守及び修繕・整備を行い、設備機器の良好な状態及び運用維持を図ります。 なお、衛星系については、現行のシステムから、データ伝送量などに優れた次世代システムへの移行を進めるとともに、令和6年能登半島地震で活用された衛星インターネットを導入し、情報通信体制の確保に努めます。	防災推進課

122　みやぎハイパーウェブの管理 　災害時の情報伝達手段を確保するため、その基盤として県の機関や市町村との間を結ぶ高速大容量の情報ネットワークを整備し、その維持管理を行います。	デジタルみやぎ推進課
123　「道の駅」の整備による地域防災拠点整備への支援 　県管理道路に隣接する「道の駅」で発信している道路情報について、国管理道路、高速道路情報や防災情報などの情報を追加するなど、道路情報システムの機能拡充を行います。	道路課

22 情報収集・伝達体制等の整備

大規模な地震が発生した場合、災害対策を的確に実施するためには、迅速で正確な情報の把握が必要となることから、市町村や防災関係機関からの被害状況など、災害に関する情報の円滑な収集・伝達・共有が図られるよう、各種の防災情報システムの構築・連携について検討を進めるなど、災害対応に必要な体制整備を進めます。

124 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）のシステム機能の維持管理 総合防災情報システム（MIDORI）は、地震・津波・風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集するとともに、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達し、各種情報を共有化することにより災害の拡大防止を図ることを目的としたシステムであり、クラウド化や SNS 上の情報に対する AI を用いた収集など災害対応に必要な機能導入等を進め、操作研修等の実施や同システムの維持・管理・保守を通じて、適切な運用を確保します。	防災推進課
125 緊急地震速報システムの維持管理 緊急地震速報システムは、地震発生時に最初に到来するＰ波をもとにして、次に到来する主要動（S 波）を知らせ、事前に身を守る行動をとることが可能となる重要な設備であり、平成 20 年度から県庁舎において供用を開始し、現在は県庁舎、議会庁舎、合同庁舎、県図書館及び県美術館に設置・運用を行っており、引き続き来庁者等の安全確保を行います。	防災推進課
126 瞬時警報システム（J アラート）の維持管理 全国瞬時警報システムは、消防庁から配信される宮城県内及び全国の気象、地震、国民保護情報等の受信を常時行っている設備であり、日々のメンテナンスや定期的な訓練を実施することによって、本県における初動体制の確立、応急対策の迅速化に繋げていきます。	防災推進課

127　業務継続性の確保 　地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等の事前準備体制の構築と事後の対応力の強化を図る必要があることから、電源確保対策や防災担当職員の育成等に加えて、BCPやICT－BCPの定期的な見直しや訓練などを行い、業務継続性の確保を図ります。	防災推進課等
128　避難状況の把握に向けた体制整備 　県では、宮城県地域防災計画等に基づき、市町村と連携して広域避難に関する調整を行うとともに、「全国避難者情報システム」などを活用して避難者情報を避難前の県や市町村に提供し、円滑かつ効率的な被災者支援に努め、災害時に備え、北海道・東北各道県等と平時から支援体制を確認します。	市町村課、復興支援・伝承課
129　インターネットシステムの管理 　県のホームページでの行政情報の提供や検索機能を利用した情報収集等を行うための基盤として、インターネットシステムの整備・運用を行います。	デジタルみやぎ推進課
130　河川流域情報システムの整備 　宮城県河川流域情報システム（MIRAI）は、インターネットと接続し、県民や市町村、関係機関等に対して、雨量や水位、ダム諸量などの観測情報を提供しており、引き続きその維持などを行います。	河川課
131　砂防総合情報システムの整備 　GISを活用した土砂災害警戒区域等の提供や大雨による気象警報等の情報を発信するシステムである砂防総合情報システム（MIDSKI）の継続的な維持を行います。	防災砂防課

23 職員による支援チームの編成・派遣

被災市町村によっては、迅速な対応や県への連絡が困難となることが想定されることから、初動時から、被害情報の収集や被災市町村と県との連絡調整に従事する職員を派遣するなど、速やかな状況の把握に努めます。

132 被災市町村に対する県職員の初動派遣制度等の運用 大規模災害等が発生した場合における県内市町村との円滑な情報連絡や市町村の災害対応業務等の応援のため、県から市町村に対して行う職員の派遣等について、毎年度、職員の指定と研修等を実施し、業務に対する理解度や実災害時の対応能力の向上を図ります。 また、県内外における被災市町村（都道府県）の被害及び応急対策の実施状況等の情報収集や県と市町村間の情報伝達窓口となり、具体的な応受援活動のマネジメントを行う要員について、研修の実施等によりその養成を図り、災害対応の円滑化を確保します。	防災推進課
133 応急対策職員派遣制度の活用 総務省が熊本地震を契機として運用する「応急対策職員派遣制度（GADM）」は、被災市区町村が行う災害マネジメントの支援や対口支援として実施する避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援を行うことから、本県における応援活動が円滑に実施できるよう、引き続き対象職員の養成や登録等に取り組みます。	防災推進課等

24 救急・救助体制の整備

大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊や火災の発生等により多数の負傷者が発生する一方、医療施設では、停電、断水等により、その機能が著しく低下することが予想されます。

そのため、県では、医療施設における防災体制の整備や耐震化を進めるとともに、災害時の救急医療救護活動の拠点となる「災害拠点病院」を中心とした災害時の救急・救助体制の整備を進めるとともに、関係機関と連携し、救急医薬品等を備蓄するとともに、医薬品の迅速な供給体制を強化します。

134 傷病者の病院前救護・搬送体制の強化 救急業務高度化を推進し、県民の救命率を向上させるため、高規格救急自動車、救急救命士を全救急隊へ配備するなどの設備充実を図るよう指導を行います。	消防課
135 医療提供体制の整備 災害時における重症・重篤な傷病者の受入れや救護班の派遣など医療救護の中心的な役割を担う病院として県内の16病院を災害拠点病院に指定し、うち仙台医療センターを基幹災害拠点病院に位置づけ、ヘリポートや自家発電設備、災害備品等の整備、各種資材の備蓄を推進します。 また、県内の状況を踏まえた医療機関の BCP（業務継続計画）・防災マニュアルの作成、災害医療コーディネーターや DMAT（災害派遣医療チーム）の養成、災害対応研修会等の各種研修を行うなど人材の育成を図り、災害対策を推進します。	医療政策課
136 災害拠点病院等の関係機関との連携 災害拠点病院等関係機関との連携を図るため、災害医療関係会議を開催して災害時医療の共通認識・情報交換を行うほか、災害時の通信手段確保のため、MCA無線を整備します。	医療政策課
137 災害拠点病院の機能強化 災害時の救急医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の機能強化を図るため、災害拠点病院における被災状況を想定した訓練の実施や訓練への参加、施設整備を支援します。	医療政策課

138　災害医療体制の強化 　医療従事者・行政職員を対象とした災害医療関係研修を実施し、災害発生時における体制整備を図ります。	医療政策課
139　広域災害救急医療情報システムの活用 　災害時に迅速な救援・救助を行うため、県医療機関の稼働状況や医師・看護師等の状況、各都道府県のDMATの活動状況等に係る情報収集・提供を行う広域災害救急医療情報システム」（EMIS）の活用を図ります。	医療政策課
140　非常災害用医薬品の確保 　宮城県医薬品卸組合と協定を締結し、災害発生後 3 日間に必要とされる医薬品等 82 品目を県内 27 か所の卸売業者の店舗に備蓄するとともに、必要に応じて備蓄品目を見直します。	薬務課

25 複合災害等への対応

東日本大震災は、大規模な地震や津波に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故が重なり合って発生する複合災害となり、令和6年能登半島地震では、地震や津波などの複合災害に続き、豪雨被害が生じるなど二重災害が発生しました。

そのため、県は、国や関係機関等と連携し、複合災害の発生可能性を認識するとともに、復旧・復興段階における新たな災害等の発生にも留意し、防災計画等を適宜見直すなど、複合災害等に備えた体制整備などの予防対策や応急対策等に取り組んでまいります。

141 複合災害時の応急対策への備え 複合災害の発生可能性を認識し、地域防災計画等の見直しをはじめ、関係機関相互の連携強化など活動体制や情報の収集・伝達体制等の整備に加え、複合災害を想定した各種訓練の企画・実施や複合災害時に必要とされる知識の普及・啓発等に努めます。 また、大規模地震等の発生後も、応急対策や復旧・復興対策の過程を通じて、気象庁をはじめとする防災関係と緊密に連携を図りながら、余震や豪雨等による災害発生の予測等について迅速に把握するとともに、県民等に対する周知等を丁寧に行い、被害の未然防止に努めます。	防災推進課等
142 原子力防災等に関する知識の普及 県民に対して原子力防災、放射線・放射能や原子力発電などに関する知識の普及を図るため、インターネットや広報誌等により、正確な情報提供を行います。	原子力安全対策課
143 原子力災害避難支援アプリの普及 原子力災害時の円滑かつ迅速な住民避難の実現を図るため、PAZ・UPZ の住民を対象として、避難支援アプリに関する理解促進及び普及に取り組みます。	原子力安全対策課

144　原子力防災訓練の実施 　原子力災害時における関係機関の防災体制や相互連携に係る実効性を確認するほか、各種計画等に基づく手順を確認するとともに、関係機関やその要員における原子力防災技術の向上や原子力防災に関する住民の理解促進を図ることを目的として原子力防災訓練を実施し、避難計画の更なる実効性の向上に取り組みます。	原子力安全対策課
145　原子力防災の実効性向上に向けた整備 　原子力災害時の応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、必要な資機材を整備するほか、原子力防災関係機関の相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時の連絡体制整備に係る諸設備の整備を行います。	原子力安全対策課
146　原子力災害医療体制の整備 　原子力災害拠点病院における「原子力災害医療派遣チーム」への教育訓練、資機材の整備、自施設や他の医療機関への教育研修等を推進するなど、地域住民が災害時に必要な治療や検査等を受けることのできる体制を整備します。	原子力安全対策課、医療政策課
147　原子力災害時の緊急時モニタリング体制の確保 　緊急時モニタリングの円滑な実施体制の確保に向けて必要な施設・機器及びシステムの整備や構築、維持管理を行うとともに、担当職員を研修等へ派遣します。	原子力安全対策課
148　原子力防災業務関係者の人材育成 　県・市町及び関係機関の原子力防災担当者の必要な知識の習得、技能向上を目的とした研修の実施、関係省庁や指定公共機関等が実施する研修への派遣を通じて、原子力防災業務関係者の人材育成を図ります。	原子力安全対策課

Ⅵ 避難行動・避難生活の支援体制の充実

26 避難対策の推進

海溝型地震では津波の発生が強く懸念され、人的被害の軽減に向けては、自らできうる限り迅速に高い場所への避難を開始し、率先して避難行動を取ることが大変重要であり、津波は、地理的特性によって高さや到達時間、被害の形態等が異なることから、県津波対策ガイドラインに基づき、市町村の避難計画の作成や、津波避難標識の設置に対する支援を行います。

また、震災の経験と教訓等を踏まえ、男女共同参画の視点をはじめ避難行動要支援者への対応や災害関連死の防止、さらには新たな感染症への対策や紛争等の被災者に対する人道支援活動のために策定されたスフィア基準なども踏まえながら、避難行動や避難所での生活環境の改善などに向けて、平常時からの備えや避難所の開設・運営等の体制のさらなる強化、帰宅困難者対策等に取り組んでまいります。

149 沿岸市町における津波避難計画の策定支援等 沿岸市町では自らの役割として、避難対象地域や指定緊急避難場所、避難路等の指定及び公表等を内容とする市町全体の津波避難計画の策定や避難訓練の実施を行うことから、策定に伴う支援・指導を行い、その促進を図る。	防災推進課
150 津波対策連絡協議会の開催 学識経験者や国、市町村等を構成員とする宮城県津波対策連絡協議会を設置し、本県の津波対策の現状と課題を検討し、沿岸市町における津波避難計画の指針となる津波対策ガイドラインを必要に応じて見直すとともに、継続的に沿岸市町との情報交換及び連携を図るとともに、津波対策の連携強化を図っていきます。	防災推進課

151　避難行動要支援者に対する支援 　市町村に対し、宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドラインや国の指針に基づく支援の仕組み、先進事例等の提供を行うとともに、個別計画の策定や福祉避難所の整備を含む要支援者支援のための体制整備等の取組を引き続き支援します。 　また、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会を中心に災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害派遣福祉チームによる避難者の福祉ニーズの把握及び要支援者への相談対応、介護を要する者への応急的支援体制の整備を図ります。	保健福祉総務課
152　避難生活に対する支援 　避難生活を余儀なくされる被災者への対応を行う際には、必要に応じて、生活支援相談員を配置し、災害関連死や孤立防止のための見守り活動や住民同士の交流機会の提供等を行う市町村等の取組を支援します。 　また、市町村及び防災関係機関と連携し、栄養面や要配慮者に配慮した備蓄などの平常時の準備体制を整えるとともに、災害時に必要となる管理栄養士を確保するなど、栄養・食生活支援体制の整備を図ります。	復興支援・伝承課、健康推進課
153　被災者の健康維持対策 　被災者の健康調査を実施し、健康状態の把握に努めるとともに、震災関連死や生活不活発病及び深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）等の予防に関する健康教育・健康相談の体制整備や、室温調節、こまめな水分補給等による熱中症対策を実施し、被災者の健康管理に努めるとともに、市町村等と連携し、「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき歯科医療救護班を派遣し、被災者に対して適時適切に歯科医療を提供します。 　また、災害にあった子どもたちの精神的な不安症状に対し、適切なメンタルケアを行うとともに、災害時に適切に対応できるように、子どもの心のケアに係る支援員、スクールカウンセラー等の人材育成に努めます。	健康推進課等

154　福祉施設への支援等 　障害福祉サービス事業所等の災害対策として、非常用自家発電設備や給水設備などの整備等に要する費用の一部の補助を行うとともに、各保育所等で非常災害に対する避難訓練の実施状況や保護者に対する引き渡しなどをどの様に周知しているか監査等を通じて確認していきます。 　また、支援機関の活動が迅速かつ円滑に遂行できるよう、被災者の心のケアなどが記載されるマニュアル等の周知や、災害に係る訓練などを通し、早期の情報収集や医療提供、相談活動の体制整備を行います。	障害福祉課等
155　衛生対策の推進 　災害時において、感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、換気、消毒・手洗いなどの感染症発生予防のための指導を行うとともに、感染症発生時には、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努め、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、他県や厚生労働省に物資支援を要請します。 　また、避難所等における感染対策を徹底するため、県が策定したガイドラインを参考に、各市町村の実情に応じた避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施を促します。	疾病・感染症対策課等
156　帰宅困難者対策に向けた体制整備 　県は市町村と連携し、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるよう、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)等の複数の安否確認手段等について周知を図るとともに、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図ります。 　また、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、運営マニュアルに基づき、災害時における施設への円滑な誘導体制の整備や一時滞在施設等における飲料水の計画的な備蓄を進めます。	防災推進課等

157　関係機関との連携による帰宅困難者への支援 　コンビニエンスストアや飲食チェーン店等と締結している「災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定」について、引き続き協定締結先の確保に努め、災害時における支援体制の充実を図り、徒歩帰宅者を支援するため、飲料水の提供やトイレ、交通情報等の提供を行う帰宅支援ステーションを確保するとともに、その認知度向上を図るため、市町村や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報活動を実施します。 　また、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じるとともに、運行再開等の情報を集約し、迅速に県民等へ情報提供できる体制を整備します。	防災推進課 地域交通政策課

27　避難場所・避難路等の整備・確保

地震や津波が発生し、生命に危険が及ぶような事態になった場合には、住民は安全な場所へ速やかに避難する必要があります。

そのため、県では、市町村が行う指定緊急避難場所や指定避難所の指定に関する助言に加え、その開設や円滑な運営に係る市町村計画の策定や、その実施に関する支援に努め、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう指定緊急避難場所や指定避難所、避難路の整備に努めます。

158　市町村避難計画の作成や避難場所の見直し促進 指定緊急避難場所や避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の作成を行うためには、避難情報発令の具体的な基準や伝達方法をはじめ、避難経路での誘導方法等への留意が必要であることから、市町村に対する定期的な指導・助言を行います。	防災推進課
159　県立都市公園の整備・施設管理等 都市の中にみどりとオープンスペースを確保する公園や緑地は、休養やレクリエーションの場であるとともに、災害の時には避難の場所などとして利用できるなど、都市施設として重要な役割を担っていることから、定期点検の実施をはじめ、早期の修繕・更新を行うとともに、指定管理者が管理する県立都市公園については、その管理状況を把握し、適宜、指定管理者への指導・助言を行い、施設の安全性の確保や長寿命化を図ります。	都市環境課、観光政策課、スポーツ振興課
160　災害対応型交通安全施設の整備推進及び災害発生時における道路利用者への情報提供 災害発生時における道路利用者への速やかな情報提供を可能とするため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器及び交通情報板等の交通安全施設並びに緊急交通路等に設置されている交通信号機への電源付加装置の整備を推進するほか、機動性の高い可搬式発動発電機を県内各警察署へ配備します。	県警察本部　交通規制課

28　避難所運営・避難態勢の整備

大規模地震等が発生した場合には、ライフライン機能が停止するなか、被災者の多くが避難所での避難生活を余儀なくされることが想定されます。

避難所の管理運営を円滑に行うことができるよう、震災の経験と教訓等を踏まえ、男女共同参画の視点をはじめ避難行動要支援者への対応や災害関連死の防止、さらには新たな感染症への対策や紛争等の被災者に対する人道支援活動のために策定されたスフィア基準なども踏まえながら、市町村に対して、避難所運営マニュアル作成等に関する支援を行い、市町村における避難所施設の整備強化と適正配置の推進を図ります。

161　避難所の適正配置や運営体制に関する支援 避難所の質の向上に向けて参考とすべき国際基準であるスフィア基準や国の避難受運営ガイドライン等を踏まえ、市町村に対して避難所運営マニュアルの作成等の指導を行うとともに、福祉避難所の設置・指定についても支援等を行います。	防災推進課 保健福祉総務課
162　津波避難対策緊急事業計画の作成支援等 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、南海トラフ地震特措法と同程度に対策を強化することが必要であると判断されたことから、津波避難対策を特に強化すべき地域として沿岸15市町を「特別強化地域」として指定し、市町村が行う「津波避難対策緊急事業計画」の作成支援を通じて、津波避難タワーや避難路等の整備を促進します。	防災推進課
163　地域レジリエンス強化事業（みやぎDCM人材確保事業）の実施【再掲】 災害ケースマネジメント（以下「DCM」という。）の取組を推進するため、実施主体である市町村の理解の促進や体制構築を目的として、市町村職員等を対象に加えた研修会を開催し、市町村による DCM の実施を支援します。	復興支援・伝承課

29　災害ボランティアの育成・支援

大規模災害等が発生した場合には、被災地において多くのボランティアが自主的な救助活動を展開しており、災害対策を迅速かつ的確に展開する上で、ボランティア活動は欠かせないものとなっています。そのため、県では、災害ボランティア団体・NPO（民間非営利活動団体）との連携などを図りながら、ボランティアの受入体制を確立させ、災害時にボランティアの方々が力を十分発揮し、活躍できる環境を整備します。

164　みやぎ地域復興支援事業の実施 震災発生後、被災地の課題は地域によって様々であり、引き続き、復興支援に取り組む民間団体に期待される役割は大きいことから、多様な被災者ニーズに応える支援を実践する主体として、臨機応変な対応を可能とするボランティアやNPOなどの被災地支援団体の支援活動等への助成を行うことにより、被災者が安心して生活できる環境を確保します。	復興支援・伝承課
165　NPOが行う災害ボランティアの支援 大規模地震災害時の災害応急対策及び復旧・復興期には、多くの人員が必要となり、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施するため、NPOが行う災害ボランティアの募集情報等を、みやぎNPO情報ネット（みやぎNPOプラザホームページ）に掲載し、情報提供を行います。	共同参画社会推進課
166　災害ボランティアの受入体制の整備 発災時に、効率的かつ効果的なボランティア活動ができる体制を整備するため、ボランティアコーディネーターの養成に加え、災害ボランティアセンターの設置運営の協力体制の確立及び災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成や災害VC運営スタッフ研修等の研修を実施します。	社会福祉課
167　災害時通訳ボランティアの確保 大規模災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し、災害時通訳ボランティアとして活動できる人員を一般募集し、被災地に派遣するとともに、登録されたボランティアに対して研修会を実施し、ボランティア養成等もあわせて実施します。	国際政策課

168　被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保 　地震等で被害を受けた建築物や宅地について、人命に関わる二次災害の防止を目的として、建築物については、余震等による建築物の倒壊や外壁等の落下などの危険度を、宅地については、崩壊等の危険度を判定する判定士を確保するため、次の講習会を実施するもの。 　1. 被災建築物応急危険度判定技術者講習会 　2. 被災宅地危険度判定士講習会	建築宅地課
169　砂防ボランティアとの連携・支援 　急傾斜地崩壊などの災害から県民の生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備に加え、地域住民への危険箇所の周知や日常の点検等が非常に重要なことから、講習会の実施等を通じ、趣旨に賛同する個人や所属企業等の協力の下、二次災害防止に係るボランテイア活動を支援します。	防災砂防課

30　被災者相談窓口の開設

被災市町村では、災害発生後に住民から寄せられる住宅再建、生活再建への支援、り災証明の発行や融資制度等に関する相談に、早急に対応する必要があります。

県では、知見を有する専門職や市町村等との連携を図りながら総合窓口を開設し、適切な相談業務を行うことができるよう支援します。

170　総合相談窓口の開設 災害規模及び被災エリアに応じて、県庁及び合同庁舎に総合相談窓口を開設し、一般的な相談に対応するほか、相談内容に応じて適切な専門相談窓口を紹介するするとともに、県庁内相談窓口の設置については、ホームページ・マスコミ報道などを活用し、広く県民等に周知します。	広報課
171　納税相談窓口の開設 災害により被害を受けた場合には、一定の条件の下で税金の一部減免や徴収猶予等が受けられる場合があることから、被災者の生活安定のために県税事務所に相談窓口を速やかに設置します。	税務課
172　健康相談窓口の開設 市町村が設置する避難所等において、健康相談や必要に応じて実施する専門的相談に対する支援を行うため、各保健福祉事務所、各児童相談所及び精神保健福祉センターに相談窓口を設置します。 また、精神保健福祉センターにおいて「災害ホットライン」を開設し、被災者及び支援者等の心のケアを実施します。	健康推進課、子育て社会推進課、子ども・家庭支援課、障害福祉課、精神保健推進室
173　被災事業者金融相談窓口の開設 事業復旧、事業再開を支援するため、被災中小企業事業者に対する県制度融資資金等に係る金融相談のための窓口を設置します。	商工金融課

174　外国人への支援活動 　災害時において、迅速に外国人の被災状況や避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行うため、（公財）宮城県国際化協会や地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図ります。	国際政策課
175　被災農業者相談窓口の開設 　農作物や農業施設などに被害を受け、経営の維持や安定に向けた資金を必要とする農業者を支援するため、融資に関する相談窓口を設置します。	農業振興課
176　被災漁業者相談窓口の開設 　被災漁業者の復旧途上にある漁業経営の安定化を資金面で支援するため、漁業者向けの設備資金である漁業近代化資金などの融資に関する相談窓口を設置します。	水産業振興課
177　被災林業関係事業者相談窓口の開設 　農林作物や農林業施設などに被害を受け、経営の維持や安定に向けた資金を必要とする農林業者を支援するため、融資に関する相談窓口を設置します。	林業振興課
178　住宅相談窓口の開設 　被災住宅の復旧・再建に関して被災者からの相談等に対応するため、建築関係団体と連携し、被災市町村での各種住宅相談に支援を行います。	住宅課 建築宅地課
179　児童、生徒授業料等の相談窓口の開設 　被災した家庭の生徒に係る県立高等学校の授業料に関し、被災者に対する徴収期限の変更や減免措置を講じ、修学に困難が生じた生徒に対しては、奨学金の緊急貸付を行います。	高校財務・就学支援室

31 被災者保健福祉対策の推進

大規模地震等により住まいを失い、避難所等が生活の場となる被災者が多数発生した場合等においては、長期にわたって被災者の心身の健康を保持するための支援が必要となることから、県は市町村に対するバックアップ体制を整備し、被災者の保健福祉対策を推進します。

180 被災者の健康管理 被災地の状況に応じて、保健師、DMAT のほか、歯科医師、管理栄養士等の派遣を行い、健康調査等で把握された課題に対する、健康教育、健康相談等の支援事業の実施や、避難所等の栄養状態の把握、歯科医療対策等により、避難所等の健康管理を行います。	保健福祉総務課、医療政策課、健康推進課
181 被災者(児)の心のケア 被災地の状況に応じ、被災者(児)の心のケアを行うため、 精神保健福祉センター、児童相談所等の被災ショック等を原因とするストレス等に対応できる専門職員を派遣するほか、DPAT(災害派遣精神医療チーム)の活動を踏まえ、精神保健福祉センターにおいて、被災地の状況に応じ、被災者のストレスケアや支援者支援等に対応できる専門職員を派遣します。	子育て社会推進課、子ども・家庭支援課、精神保健推進室
182 被災児童生徒の心のケア 被災児童生徒の心のケアを行うため、小・中学校及び中等教育学校等にスクールカウンセラー等を派遣します。また、県立高等学校に配置したスクールカウンセラーを機動的に活用し、被災生徒の心のケアを実施します。	義務教育課、高校教育課

VII 応急物資等の確保

32 応急給水体制の確立

大規模地震等が発生し、水道施設の被災による断水が長期間継続した場合、県では、関係企業と協定に基づき、飲料水や生活用水を迅速に供給する体制を整備し、給水に努めます

183 大規模災害時における飲料水等の供給確保と運搬車両の派遣 大規模災害時における飲料等の供給の協力に関する協定や運搬車両の派遣に関する協定に基づき、協定先となる企業に対して、必要に応じて飲料水等の供給確保と被災地等への運搬について要請を行います。	防災推進課、公営事業課
184 水道施設に係る応急復旧支援 水道施設が被災した場合には、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備するとともに、広域水道送水管路上に臨時給水所を設置し、給水車及び住民への給水を実施します。	水道経営課

33　食料・生活必需品等の確保

大規模地震等が発生した場合、流通経路の混乱により、食料や生活必需品等の確保が困難になると予想されることから、県では、関係機関との協定に基づき、災害発生時の食料や生活必需品の確保、家庭内備蓄や事業所内備蓄の促進、県から被災地への物資供給等の確保に加え、発災時においては、応急物資の迅速な輸送に努めます。

185　災害時における物資の確保体制の整備 応急生活物資や資機材を供給するため、宮城県生活協同組合連合会等の関係業界と締結した協定に基づき、災害救助法が適用される大規模な地震が発生した場合の被害を想定した、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整します	防災推進課
186　災害時の物流対策 災害の規模等を踏まえ、被災市町村が物資の調達・輸送等が困難な場合にも、被災者に物資を迅速かつ確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図ります。また、平時より、倉庫協会・トラック協会や防災関係機関等と合同で、情報伝達等に関する図上訓練などを実施します。	防災推進課 商工金融課
187　家庭内備蓄や事業所内備蓄の促進 災害時に備え、家庭や事業所内での予防・安全対策が重要なことから、防災指導員養成講習や出前講座等を活用し、「最低3日間、推奨一週間」分の食料や飲料水、簡易トイレ等の備蓄をはじめ、 非常持出品（個人に応じた薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等）の準備などについて、広報・啓発活動を行います。	防災推進課

188　災害用石油製品備蓄事業 　東日本大震災では、製油所等の石油施設が被災したことにより、ガソリンなどの石油製品の供給が途絶え、被災地では燃料不足となり、災害対応等に支障をきたしたことから、県内に整備された災害対応型中核給油所などにガソリン等の燃料を備蓄し、災害時における消防車両等の緊急通行車両及び病院や行政庁舎など災害対応上の重要施設に対して優先供給ができるよう、防災体制の強化を図ります。	防災推進課
189　応急生活物資等の確保体制の強化 　災害時に必要となる応急生活物資に関する確保体制の充実を図るため、各種防災協定を締結し、確保体制を強化します。また、協定に基づき、被災者に応急生活物資が円滑に供給できるよう関係機関等と連絡調整を行います。	防災推進課 消費生活・文化課、食産業振興課
190　災害救助用米穀等の確保 　震災時における災害救助用米穀等の応急売却について、東北農政局とあらかじめ協定を締結し、災害時に、滞りなく災害救助用米穀を引き渡すなどの対応を行います。	みやぎ米推進課
191　応急物資の輸送手段の確保 　（社）宮城県トラック協会等との「緊急物資の輸送に関する協定」に基づき、災害発生時の応急対策に必要な救援物資等の緊急輸送を実施します。	防災推進課 商工金融課

34　急輸送体制の整備

大規模な地震等が発生した場合、緊急に実施すべき救助や救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等を行う上で必要な人員、物資等を緊急に輸送する必要があります。

そのため、県では、道路整備の進捗状況を踏まえながら、緊急輸送道路の整備を推進し、地震発生後の迅速かつ的確な負傷者の搬送、緊急物資の輸送に努めます。

192　緊急輸送道路の整備 物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達とあわせて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる緊急輸送道路における橋梁の整備、緊急輸送道路未舗装区間の改良工事を実施します。	農山漁村なりわい課
193　災害に強い道づくり 緊急輸送道路や県際・郡界道路や離半島部における道路の整備と道路防災点検の要対策箇所の防災対策を推進し、負傷者の搬送、緊急物資の輸送を確保します。	道路課
194　緊急輸送道路の橋梁耐震化の促進 地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう、緊急輸送道路上に位置する橋梁の耐震化を図り、地震直後の負傷者の搬送、緊急物資の輸送を確保します。	道路課

施策目標４　災害後の復旧・復興対策の推進＜復旧・復興対策＞

被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指します。また、災害により県内の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ります。

VIII　被災者の迅速な生活再建への支援

35　被災者の生活支援・住宅確保

大規模地震等が発生した場合、建物の倒壊や火災等により住宅を失うことや、余震による倒壊の危険があるため、住むところがなくなり、自力での住宅の確保や生活の維持ができない被災者が生じることが予想されます。そのため、県では、仮設住宅の建設や生活必需品等の購入経費の支給など被災者の生活を維持するために必要な支援を行います。

195　被災者生活再建支援金の支給 自然災害で著しい被害のあった世帯主に対し、生活再建に資するよう支援金を支給します。	復興支援・伝承課
196　東日本大震災を踏まえた建設型応急住宅の候補地検討事業 震災の経験や地震被害想定調査に基づき、県内市町村（仙台市を除く）の仮設住宅の建設候補地を選定・整備し、有事における早急な体制整備を図ります。	復興支援・伝承課
197　復興活動支援事業（東日本大震災関連） 総務省の復興支援員制度を活用し、復興支援専門員を配置するほか、被災市町が配置する復興支援員に対する後方支援を実施し、被災地における地域活動の活発化や被災者の生活環境の整備を図ります。	復興支援・伝承課

198　地域コミュニティ再生支援事業の実施（東日本大震災関連） 　津波被害の大きかった沿岸市町においては、過疎化・高齢化の進展や避難所・仮設住宅・災害公営住宅等への度重なる転居等により震災前の地域コミュニティが壊滅し、地域コミュニティ活動が困難となっていることから、災害公営住宅における新たなコミュニティ構築や機能強化、地域活性化に向けた住民活動を支援するため、地域住民等が主体となるコミュニティ再生に向けた取組みに対して支援を行います。	復興支援・伝承課
199　被災地域コミュニティ活性化支援事業の実施（東日本大震災関連） 　東日本大震災からの復興の過程において、新たに立ち上げた自治会等へのスタートアップ支援については、少子高齢化等の影響もあり、自立的・継続的な活動の継続などが懸念され、地域住民のみでの課題解決は難しいことから、外部からの支援として、学生に地域コミュニティ活動に参画してもらい、担い手不足の解消を図るとともに、地域の課題解決ができる人材の育成を目指します。	復興支援・伝承課
200　被災者住宅再建支援事業の実施（令和4年福島県沖地震関連） 　令和4年の福島県沖を震源とする地震により、県内で多数の住家被害が発生したが、一部の市町を除き、被災者生活再建支援法の適用基準に該当しない状況にあることから、 同法に基づく支援を受けられない世帯に対し、市町村を通じて同法に準じた支援を行います。	復興支援・伝承課
201　災害援護事務事業の実施 　災害援護資金の債権管理について、市町村と連携しながら適正な債権管理を図ります。	復興支援・伝承課
202　県職員住宅等の提供 　大規模な地震により住宅が被害を受け、日常生活を営むことができない被災者に対して県宿舎を無償で貸与します。	職員厚生課
203　住宅被災者の住宅再建への支援 　住宅被災者の住宅再建に必要な融資案内等の情報提供を行います。	住宅課

204　公営賃貸住宅への入居に係る体制整備 　住宅被災者に対し、公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる体制を整えます。	住宅課
205　被災住宅の復旧に関する相談体制の整備 　被災市町村からの要請に応じて、県庁や各合同庁舎に、被災住宅の復旧に関する相談窓口を設置します。	住宅課

36　災害救助法関連業務での市町村連携

大規模地震等が発生し、災害救助法が適用された場合に、市町村の防災に関する責務が十分に果たされるよう、市町村が所管する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、その総合調整を行います。

206　災害救助基金の管理 災害救助法に基づき、救助費の財源に充てるための基金を積み立てるとともに、災害発生時に取り崩しを行い、救助に要する費用とします。	復興支援・伝承課
207　災害弔慰金の支給等の事務を行う市町村への支援 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付事務を行う市町村に対して、指導・助言等を行います。	復興支援・伝承課
208　住宅の応急修理に係る事務を行う市町村への支援 災害救助法に基づき、全壊・大規模半壊又は半壊した住宅を市町村が業者に依頼して応急修理する場合、市町村に対して、指導・助言を行います。	復興支援・伝承課
209　みやぎ県外避難者帰郷支援事業 県外に避難している被災者の状況を把握するとともに、避難先の自治体や県内市町村と情報共有し、連携して避難者の帰郷支援を実施します。	復興支援・伝承課
210　災害救助に係る資源配分連絡調整会議の開催 建設型応急仮設住宅が必要な大規模災害が発生した際、資源配分に偏りが生じないよう、仙台市と連絡調整を行います。	復興支援・伝承課
211　災害義援金の受付・配分 大規模災害時に、災害義援金の受付を行い、義援金配分委員会で決定した基準に基づき被災市町村に義援金を配分します。	復興支援・伝承課

212　仮設住宅の建設に係る技術支援及び体制整備 　資源配分連絡調整会議により各協定締結団体と連携し、被災市町村に対する応急仮設住宅の建設に係る技術支援や体制整備を行います。	住宅課

37 災害廃棄物対策等の推進

大規模地震等が発生した場合、建物の倒壊や火災の発生等により多量の廃棄物が発生することが予想されます。

このため、県では、廃棄物の一時保管場所である仮置場の確保や分別収集体制、広域的な応援体制などを定めた処理計画を策定し、市町村への必要な支援を行うことにより、災害時における応急対策を進めます。

213 災害廃棄物処理計画の策定支援等 国の「災害廃棄物対策指針」及び「宮城県災害廃棄物処理計画」に基づき各市町村が整備する「災害廃棄物処理計画」の策定支援を行うとともに、処理施設のリスト化や仮置場候補地の選定、広域調整の体制整備に努め、市町村職員等を対象とした災害廃棄物処理図上演習等を通じて、災害廃棄物処理を担う人材育成等を実施します。	廃棄物対策課
214 災害廃棄物処理体制の確保 災害時における迅速な災害廃棄物処理体制を確保するため、災害協定締結団体や事業者との連携体制を構築します。	廃棄物対策課

4. さらなる課題解決への視点

過去の大規模地震や津波による実際の被災状況や、今後も起こり得る地震を対象とする被害想定調査の結果では、発災時に様々なリスクが生じることが指摘されており、社会情勢の変化や課題に適切に対応していくことも、災害対応を実施する上で大変重要な視点となります。

そのため、以下のとおり整理する視点を踏まえながら、計画期間内における取組の充実・強化、さらには課題の解決に反映させてまいります。

① 積雪寒冷対策

国が令和4年3月に公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策の報告書」では、本県を含む日本海溝・千島海溝沿いの地域特性として、吹雪や積雪寒冷により避難に時間を要することや、寒い屋内での避難は低体温症のリスクが生じることを積雪寒冷地特有の課題としており、その対策としては、防災教育や防災訓練を通じた住民の避難意識の向上をはじめ、積雪寒冷を考慮した津波避難施設、避難路の整備や防寒具・暖房器具の装備等による避難時の防寒対策の推進などが示されています。

また、県が実施した第五次地震被害想定調査においても、人的被害（死者）が冬季の夕方が最大となっていることから、県民に対する事前の備えに関する周知等や、市町村が進める指定避難所における防寒対策などを通じて、引き続き被害の最小化を目指してまいります。

② 地理的特性対策

「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策の報告書」が示す課題には、北海道・東北地方の沿岸地の特性として、全国からの応援体制の脆弱性の懸念や、平野部が広がり近くに高台がない場所等では徒歩避難が困難であることに加え、 東日本大震災時における仙台平野での事例のように、地盤沈下による長期湛水の発生が示されていることから、令和6年能登半島地震で生じた孤立集落対応も踏まえながら、より良い受援体制の確立に向けた関係計画の継続的な見直しや、県内外の防災関係機関との連携強化に向けた各種訓練の企画、災害に強い通信体制の構築や迅速な道路啓開の実施など、必要となる対策に取り組んでまいります。

③ DX（デジタルトランスフォーメーション）の利活用

災害対応では、被害の発生場所やその規模・現状をはじめ、その復旧や救助要請など様々な状況を迅速に把握し、的確に意思決定・行動することが求められます。

県及び市町村では、被災や避難の状況や被災者支援及び応急・復旧対応等に関する情報を収集・集約するため、それぞれ防災情報システムの整備が進めておりますが、より円滑な災害対応の実現に向けては国システムとの連携や、防災情報システムの標準化が今後の課題となります。

現在、国では、災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、組織を越えた防災情報の相互流通を担う基盤的ネットワークシステムとなる SIP4D（Shared Information Platform for Disaster Management）について、防災科学技術研究所が試験運用や研究開発を継続しています。

県としては、デジタル技術を活用した業務の省力化や効率化、情報の一元化は、災害対応上、大変有効であることから、国や民間事業者等による DX の取組状況など注視しながら、県総合防災情報システムの運用など様々な災害対応について、引き続き検討してまいります。

④ GX（グリーントランスフォーメーション）に関する動向

近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が世界各地で現れており、気候変動問題は人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」であるともいわれています。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や大雨のリスクはさらに高まることが予測され、海水の熱膨張と氷床の融解が原因の大部分を占めるとされる海面水位上昇に伴う津波対策等にも影響が生じることが見込まれます。

そのため、気候変動そのものに加え、温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立に向けた社会変革の取組である GX の動向についても継続的に把握しながら、必要に応じて施策への反映を図るとともに、防災との親和性の高い GX 関連施策との連携も視野に入れながら、新たな施策を検討してまいります。

⑤ 人口減少・少子高齢化対策

人口・経済規模が成長している社会では、防災対策上、復旧・復興の取組はそれほど大きな課題ではなく、インフラの近代化や地域を成長させる機会と捉えることもできましたが、東日本大震災や令和6年能登半島地震は人口減少社会での災害となり、地震等による被害で建物やライフラインなど社会・経済活動の基盤となる多くのインフラが破壊され、さらに多数の人的被害が生じた場合、地域経済やコミュニティ活動が停滞し、地域社会の再構築には多くの困難への対応を余儀なくされることになります。

このことから、予防、応急及び復旧・復興の各段階に応じた災害対応を検討する際には、人口減少や少子高齢化の現状と今後を見据えた持続可能な防災体制の構築、関連施策を推進してまいります。

⑥ 災害時要援護者等への対応

阪神・淡路大震災における救助活動は、自助が 70%、共助が 20%、公助が 10%だったといわれるように、大きな災害が発生した直後には、行政による支援が間に合わず、発災時に頼りになるのは、自らの備えと町内会などの地域の方々との支え合いが中心となります。

災害時要援護者は、大地震などの大規模災害が発生したときに、自分や家族の力だけでは安全な場所に避難することが難しく、まわりの人の手助けが必要な方々とされ、一般的には、高齢の方や障害のある方、妊産婦、乳幼児、外国人などが対象者の例としてあげられています。

こうした災害発生時において、安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする要援護者の方々については、災害対策基本法に基づき、避難等に特に支援を要する方を対象とする避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成が義務付けられており、引き続き関係機関との間で緊密に連携を図り、名簿作成等を進め、その実効性の確保についても取り組んでまいります。

⑦ 津波避難体制の構築

「宮城県地域防災計画」〔津波災害対策編〕では、東日本大震災以降に取り組んできた海岸保全施設等のハード対策により、津波による被害をできるだけ軽減させるとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底や津波ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策によって、生命及び身体の安全を守ることを最優先とし、経済的被害もできるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進することとしております。

また、第五次地震被害想定調査の結果においては、最も人的被害者数が大きい津波被害の軽減を図るためには、適切な避難行動が不可欠であることが示されており、一人ひとりの津波避難意識に関する意識を向上させるとともに、その状態を維持していくことが重要であることから、被害想定を踏まえた啓発資料の作成をはじめ、みやぎ出前講座や宮城県防災指導員の養成、シンポジウムの開催など、防災知識の普及、津波避難に関する機運醸成等について、既存の手法に加え、DX の活用など様々な手法・媒体を用いて引き続き県民への意識啓発を行います。

⑧ 火災被害の軽減

今回実施した第五次地震被害想定調査と、前回調査となる平成 15 年に実施した第三次地震被害想定調査を比較すると、建物の耐震化率が大きく向上したことにより、地震による揺れや建物倒壊に起因する火災被害（二次災害）が軽減していることが考えられるとする結果が導かれた一方で、本県における火災のリスクがあらためて指摘されております。

そのため、令和6年能登半島地震における木造住宅が密集する地域での大規模火災の発生等を踏まえ、耐震化率向上を通じた揺れ対策の継続に加え、円滑・迅速な避難の確保や、火災による延焼遮断・遅延を図るための避難場所・避難路等の整備、周辺建築物の不燃化等を促進する

とともに、地震火災対策に有効とされる感震ブレーカーについての認知度向上を目指し、各世帯における導入・設置が図られるよう、その周知・啓発に努めてまいります。

⑨ 受援体制等の構築

県災害対策本部として全庁一丸となった災害対応が重要である一方、東日本大震災のような大規模な地震や津波が発生した場合には、県単独で対応を完結させることは非常に困難なものとなります。そのため、県が進める災害対策に合わせて、今後も起こり得る大規模災害に備えるため、受援計画の見直しを適宜行いながら、国をはじめ他都道府県や防災関係機関等からの支援を受ける体制（受援体制）の充実・強化を進めてまいります。

また、他都道府県における被害への応援については、令和6年能登半島地震など他都道府県における大規模地震や津波等の発生状況と、これらに対する応援体制の構築や情報収集や連絡調整などの応援業務の実施状況等を検証しながら、関連する業務の見直しを含む応援計画の見直しを行います。また、応援業務の実施に当たっては、被災地における受け入れ態勢等にも十分に配慮しつつ、県内市町村をはじめ他都道府県や関係機関等との間で緊密に連携を図り、相手方に寄り添った適時適切な支援を行ってまいります。

⑩ 市町村支援

近年、気候変動などの影響により、風水害などの自然災害が従来よりも頻発化・複雑化し、被害が大規模化、激甚化しています。そのような状況の中で、県内市町村の職員数は、少子化高齢化の影響等により減少傾向にあり、防災担当職員も他業務との兼務している場合が散見されるなど、発災後の初動対応から復旧・復興業務など災害対応に要する膨大な事業量を見据えたならば、公助を担う体制の整備や維持・強化は喫緊の課題となります。

そのため、DX を用いた業務負担の軽減や効率化の推進をはじめ、県内外の地方公共団体と締結する相互応援協定による実効性の確保等により、引き続き持続可能な防災体制の構築に取り組んでまいります。

⑪ 「よりよい復興」の実現

迅速かつ円滑な「よりよい復興（ビルド・バック・ベター）」の実現に向けては、東日本大震災の教訓と課題を踏まえ、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念等を規定する「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年6月）」が制定されています。

県では、今後も発生が見込まれる大規模な地震等に対しては、発災後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から地震に強い県土を構築していくことを目的に、住民の意向を尊重し、多様な主体と協同しながら、災害復旧に関する基本方向の決定や、復旧・復興に関する計画策定とこれらに基づく施策や事業を実施してまいります。

5. 進捗管理等（フォローアップと改訂）

○ 本計画に基づく減災目標の達成の考え方を下記に整理します。

図7 個別プロジェクトのロードマップ（イメージ）

○　本計画は、事業の立案（PLAN）、事業の実施（DO）、定期的な進行管理（CHECK）、各種県計画等との調整（ACTION）といったPDCAサイクルに沿って、定期的にその進捗状況を確認し、フォローアップを実施するとともに、施策の進展や社会情勢等に応じて、目標達成や経営戦略、課題解決に役立つ思考の枠組とされる OODA ループなども参考にしながら、都度柔軟に計画の改訂や施策の見直しを行ってまいります。

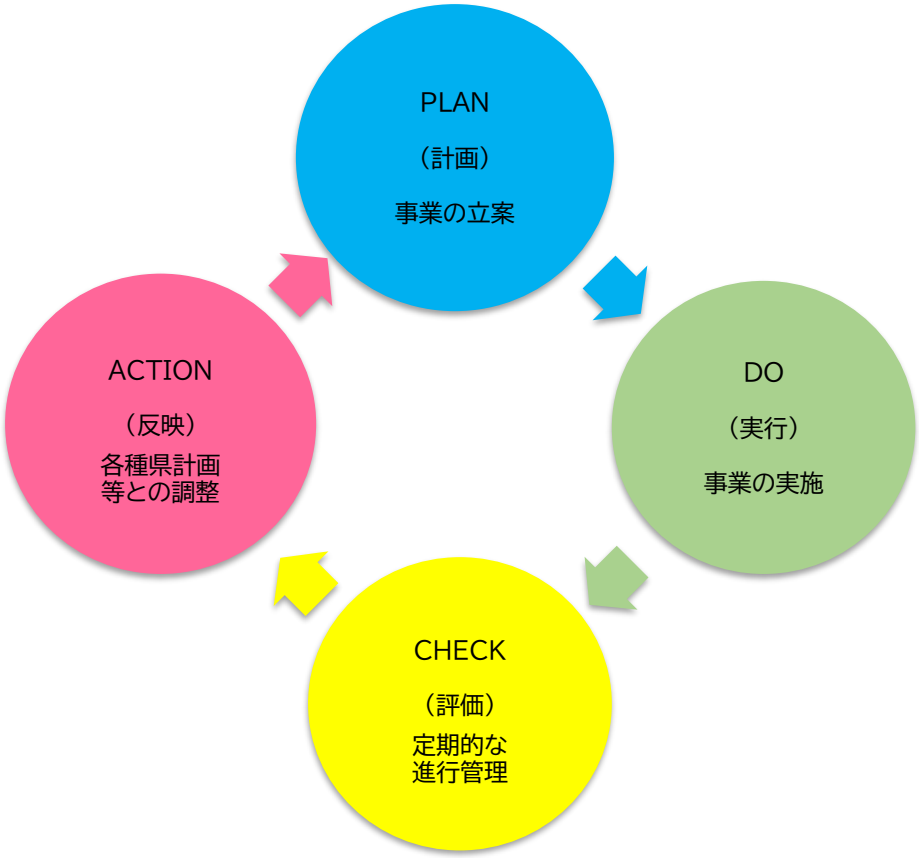

図8　PDCA サイクル（イメージ）

【参考　OODA ループのイメージ】

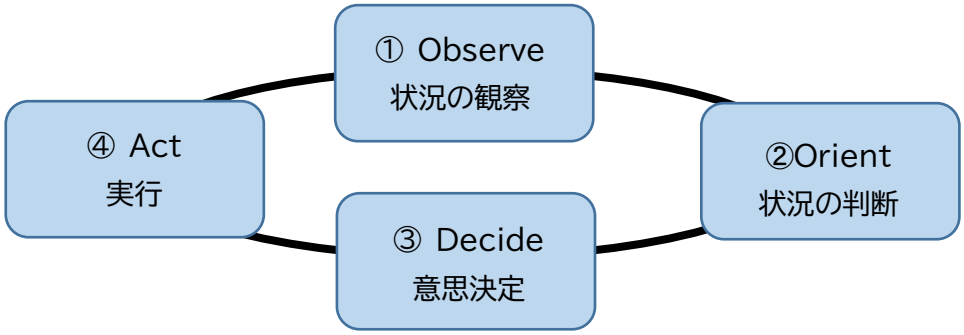

参 考 資 料

i.　宮城県に被害を及ぼした主な地震

表　宮城県に被害を及ぼした主な地震

西暦(和暦)	震源位置(名称)	M	県内の主な被害 (カッコは全国での被害)	大きな 津波被害
869.7.13 (貞観11)	(貞観地震)	8.3	(家屋倒壊、圧死者多く、津波により多賀城下で溺死者1、000。)	有
1611.12.2 (慶長16)	三陸沿岸及び北海道東岸	8.1	(津波があり、伊達領で溺死者1、783、南部、津軽で人馬の死3、000以上。)	有
1646.6.9 (正保3)	宮城県南部	6.5～6.7	仙台城・白石城で被害。	
1793.2.17 (寛政5)	宮城県沖	8.0～8.4	仙台藩で死者12、家屋破損1、060以上。	
1835.7.20 (天保6)	宮城県沖	7.0	仙台城石垣破損。	
1896.6.15 (明治29)	(明治三陸地震)	8.2	津波による被害。死者3、452、負傷者1、241、家屋倒壊854、同流出3、121。	有
1900.5.12 (明治33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死傷者17、家屋全壊44。	
1933.3.3 (昭和8)	(昭和三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明308、負傷者145、家屋倒壊528、同流出950。	有
1960.5.23 (昭和35)	(チリ地震津波)	9.5	津波による被害。死者・行方不明54、負傷者641、建物全壊977、建物流失434。	有
1962.4.30 (昭和37)	(宮城県北部地震)	6.5	田尻町、南方村を中心に被害。死者3、負傷者272、住家全壊340。	
1978.6.12 (昭和53)	(1978年宮城県沖地震)	7.4	死者27、負傷者1、273、住家全壊1、180。	
2003.5.26 (平成15)	宮城県沖	7.1	重軽傷者64、住家半壊11、一部破損1、033。	
2003.7.26 (平成15)	宮城県北部※	6.4	重軽傷者675、住家全壊1、276、半壊3、809、一部破損10、975。	
2005.8.16 (平成17)	宮城県沖	7.2	負傷者79。	
2008.6.14 (平成20)	(平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震)	7.2	死亡者14、負傷者365、住家全壊28、半壊141、一部破損1、733。	
2011.3.11 (平成23)	(平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震)	9.0	死亡者10、570、行方不明者1、215、住家全壊83、005。	有
2011.4.7 (平成23)	宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2		
2021.2.13 (令和3)	福島県沖	7.3	重軽傷者73、住家全壊5、半壊132、 一部破損14、116。	
2021.3.20 (令和3)	宮城県沖	6.9		
2022.3.16 (令和4)	福島県沖	7.4	死亡者2、重軽傷者108、住家全壊51、 半壊616、一部損壊21、839	

※気象庁は 2006 年(平成 18 年)10 月 2 日に震央地名の一部を見直しており、この地震の現在の震央地名は「宮城県中部」である。

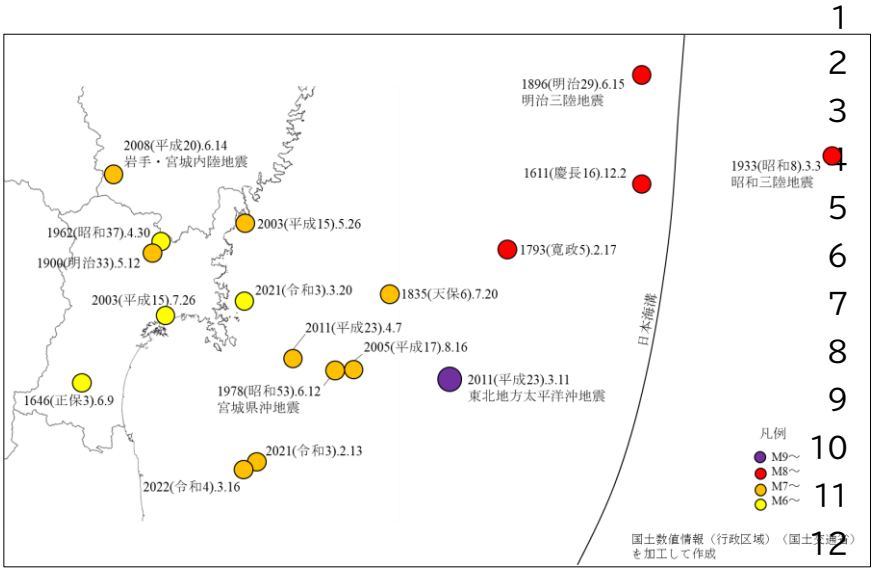

図　宮城県に被害を及ぼした主な地震

（貞観、チリ地震を除く。）

※1900 年以前の震源位置は

不確定性が大きい。

出所：宮城県第五次地震被害想定調査

報告書を加工して作成

※出所によってマグニチュード等が

異なる場合があることに注意。

ii.　国（地震本部等）による地震の長期評価

○ 地震本部による長期評価

地震本部では、海溝型地震や主要な活断層で発生する地震（内陸地震）を対象に、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測（地震発生可能性の長期評価）しています。図は本県に大きな被害をもたらす地震を整理したものです。なお、この評価には、チリ地震津波などの遠地津波を含んでいません。

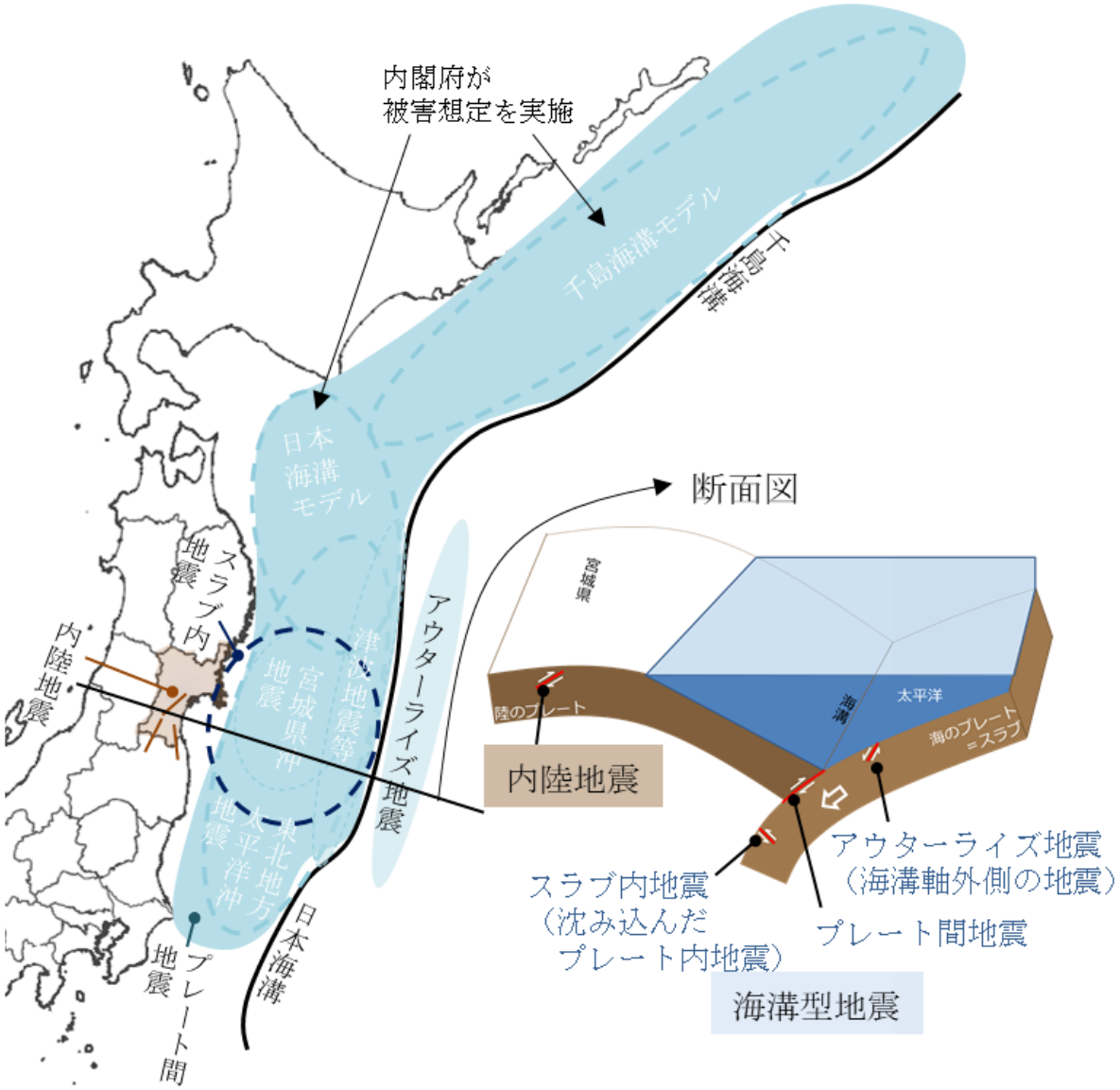

図　宮城県に大きな被害をもたらす地震の発生域

○ 宮城県に大きな被害をもたらす地震

地震本部等の評価をもとに、本県に大きな被害をもたらしうる地震を整理したのが下表です。

表　宮城県に大きな被害をもたらしうる地震

海溝型地震		
	プレート間地震（海のプレートと陸のプレートとの間のずれによって生じる地震）	
		東北地方太平洋沖地震型　超巨大地震　M=9.0 程度 今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%
		日本海溝モデル　Mw＝9.1 切迫性が高まっている（内閣府）
		千島海溝モデル　Mw=9.3 切迫性が高まっている（内閣府） 今後 30 年以内の地震発生確率：7~40%（M8.8 程度以上）
		宮城県沖地震 今後 30 年以内の地震発生確率：20%程度（M7.9 程度） 90%程度（M7.0~7.5 程度） 70~90%（M7.4 前後、陸寄り）
		津波地震等　Mt8.6~9.0　今後 30 年以内の地震発生確率：30%程度 （津波マグニチュード）
	スラブ内地震　M7.0~7.5 程度　今後 30 年以内の地震発生確率：60~70% ※2011.4、2021.2、2022.3 など震災後頻発	
	アウターライズ地震　M8.2 前後　今後 30 年以内の地震発生確率：7%	
内陸地震（地震本部が長期評価している 3 つの地震を記載）		
	長町-利府線断層帯　M7.0~7.5 程度　今後 30 年以内の発生確率：1%以下	
	福島盆地西縁断層帯　M7.8 程度　今後 30 年以内の発生確率：ほぼ 0%	
	双葉断層　M6.8~7.5 程度　今後 30 年以内の発生確率：ほぼ 0%	

※この表に記載している確率は地震本部によるもので、令和 6 年 1 月 1 日現在。
東北地方太平洋沖地震による影響などによりこの数値よりも高い可能性がある。

○　最大クラスの地震は日本海溝モデル、千島海溝モデル、東北地方太平洋沖地震の 3 つがあり、宮城県にとって最も大きい被害をもたらすものは震源が近い東北地方太平洋沖地震であると想定されます。一方、日本海溝モデル・千島海溝モデルは発生間隔・最後の津波発生時期等を勘案すると切迫性が高いと考えられており、法律改正をはじめとした各種対策が講じられている最中です。

○　これら 3 つの地震は津波に関しては最大クラスですが、震度については必ずしも最大とは言えないことに注意が必要です。東日本大震災後発生頻度が高まっているスラブ内地震や内陸地震はマグニチュードが 7 クラスであっても、震源が近いことから強い揺れを起こす可能性があります。

○　特に令和6年能登半島地震のように、国が評価していない地震によって甚大な被害が起こりうることに十分注意が必要です。

iii. 第五次地震被害想定調査の概要

（詳細は県防災推進課のホームページを参照）

○ 本調査の概要、活用方法

本調査は、中央防災会議の防災基本計画や本県の震災対策推進条例、地域防災計画等に基づき、県内に大規模な被害をもたらす地震を想定した以下の調査を実施するものです。なお、250m 四方の区画（メッシュ）を単位としたマクロ的（巨視的）な調査であり、個別の場所・施設の安全性を照査するものではありません。

- 調査期間　2021 年度（令和 3 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）まで
- 調査区域　宮城県全域
- 実施項目

① 地震動・津波の計算　②人的被害、物的被害等の想定　③防災対策・減災目標の検討

防災基本計画（中央防災会議）

地震災害対策編第1章　及び　津波災害対策編第 1 章 国及び地方公共団体は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。

震災対策推進条例（平成 20 年 10 月 23 日）

第十二条　県は、大学その他の研究機関等と連携し、震災の発生状況及び発生原因、震災による被害の見込みその他震災に関する事項について科学的な調査を行うよう努めなければならない。

本調査の結果は、関係機関が行う事前防災対策の基礎資料として活用していただくほか、県民の防災意識向上の一助とすることを想定しており、本調査結果に基づき、県地域防災計画の修正や震災後初となるみやぎ震災対策アクションプラン策定を行い、全県一体となった震災対策の推進につなげます。

○ 調査の特徴

- 県として東日本大震災後初の調査。
- 復旧・復興の状況や科学的知見等を反映。

⑴ 最大クラスの津波（東北地方太平洋沖地震）、スラブ内地震（震災後頻発）を新たに想定。

⑵ 今後の防災対策まで踏み込み、減災推計と減災目標を新たに検討。

○ 調査体制

本調査に係る調査方法・評価等に関する専門的事項の指導・助言を受けるため、宮城県防災会議の下部組織として、学識経験者及びライフライン等関係機関の職員で構成する「地震対策等専門部会」を設置しました。

表　審議経過

開催日・回数		主な検討事項	備考
第１回	2021 年(令和３年) ７月 28 日(水)	調査方針	検討開始
第２回	2022 年(令和４年) ２月 ４日(金)	対象地震選定	
第３回	2022 年(令和４年) ８月 25 日(木)	地震動・津波計算	
第４回	2022 年(令和４年)12 月 22 日(木)	人的・建物被害	中間報告
第５回	2023 年(令和５年) ３月 22 日(水)	施設被害、被害額	
第６回	2023 年(令和５年) ８月 23 日(水)	防災対策、減災目標	最終報告

表　宮城県防災会議地震対策等専門部会　委員名簿

専門委員(学識経験者)

長谷川　昭(座長)　東北大学名誉教授(地震学)
今村　文彦　東北大学災害科学国際研究所　教授(津波工学)
運上　茂樹　東北大学大学院工学研究科　教授(構造工学)
風間　基樹　東北大学大学院工学研究科　教授(地盤工学)
遠田　晋次　東北大学災害科学国際研究所　教授(地震地質学)
増田　　聡　東北大学大学院経済学研究科　教授(地域計画)
松澤　　暢　東北大学大学院理学研究科　教授(地震学)
源栄　正人　東北大学名誉教授(地震工学)

専門委員(ライフライン等関係機関)

大友　辰男（～第２回）　仙台市ガス局製造供給部長
加藤　弘道（第３回～）　仙台市ガス局供給部長
菊池　勝元　東北電力ネットワーク(株)宮城支社副支社長
佐藤　勇悦　東日本電信電話(株)宮城事業部災害対策室長
藤井　　玄（～第３回）　東日本旅客鉄道(株)仙台支社総務部安全企画室長
蓬田　祐史（第４回～）　東日本旅客鉄道(株)東北本部総務部安全企画室長
小野寺瑞穂（～第２回）
吉岡　幸信（第３回～）　宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長
中嶋　吉則　宮城県土木部都市計画課長
田代　浩次（～第２回）
大沼　　伸（第３回～）　宮城県企業局水道経営課長

専門委員(国の機関)

岡本　　顕（～第２回）
高江洲　剛（第３～５回）
片桐　康孝（第６回）　第二管区海上保安本部海洋情報部長
髙濱　　聡（～第５回）
武田　清史（第６回）　仙台管区気象台気象防災部地震情報官
平山　孝信（～第５回）
八木　恵里（第６回）　東北地方整備局防災対策技術分析官

防災会議委員

佐藤　達哉（～第５回）
千葉　　章（第６回）　宮城県復興・危機管理部長

○ 調査結果の概要

被害予測結果の総括

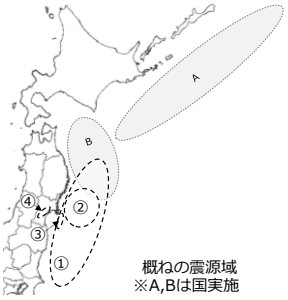

概ねの震源域
※A,Bは国実施

	被害想定を行った地震	県内最大震度、最大津波高	県内死者数	国と県では計算条件（津波避難意識等）が異なる。四捨五入しており、合計が合わない場合がある。			
				うち津波による	うち揺れによる	うち火災による	
国実施（内閣府）（参考）	A 千島海溝モデル M9.3	3以下 約11m	約5,200人	約5,200人	-	-	「最大クラスの津波」
	B 日本海溝モデル M9.1	6強 約16m	約8,500人	約8,500人	約 10人	-	
県実施（第五次地震被害想定調査）	**① 東北地方太平洋沖地震 M9.0**	**6強 約22m**	**約5,500人**	**約5,300人**	**約 90人**	**約 140人**	
	② 宮城県沖地震（連動型） M8.0	**6強 約8m**	**約 90人**	**約 20人**	**約 40人**	**約 30人**	
	③ スラブ内地震 M7.5	**7 約1m**	**約 750人**	**約 10人**	**約 200人**	**約 540人**	
	④ 長町-利府線断層帯地震 M7.5	**7 -**	**約1,100人**	**-**	**約 130人**	**約 930人**	

〔津波対策〕

○ 海岸防潮堤の整備等により、宮城県沖地震（連動型）など**比較的頻度の高い津波（レベル１津波）に対する安全度が大きく向上。**

○ 東北地方太平洋沖地震など**最大クラスの津波（レベル２津波）は**防潮堤を超える。**適切な避難行動をとることが必要不可欠。**
（日本海溝モデル・千島海溝モデルは切迫性が高い）

〔揺れ・火災対策〕

○ **耐震化率が大きく向上。揺れや、建物倒壊に起因する火災被害の軽減に寄与**している。

○ **耐震化率向上等の揺れ対策を継続**するとともに、より**火災に特化した対応も必要。**

○　県内の広い範囲で震度６弱以上の強い揺れが予測される。
・　スラブ内地震，長町-利府線断層帯地震では一部の地域で震度７も予測される。
○　北上川・鳴瀬川流域や沿岸部で液状化危険度が高い。過去に液状化を起こした地点は再液状化の可能性が高い。

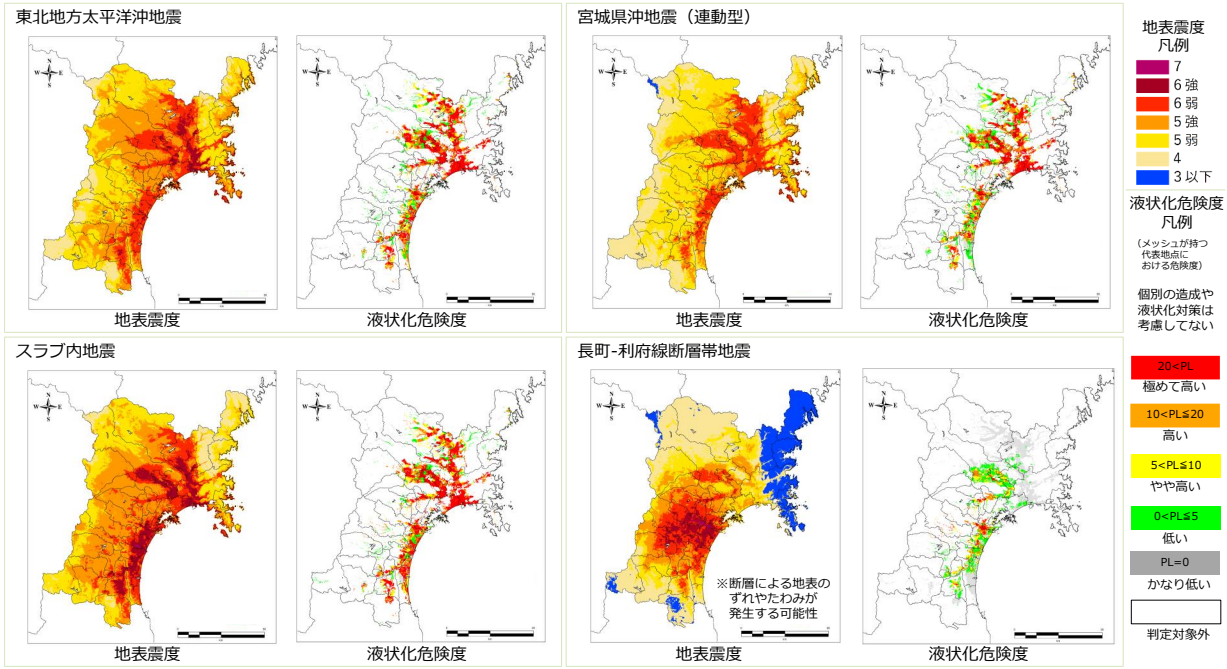

○　代表地点（海岸線から250～500m程度沖合）における影響開始時間※，最大波津波水位ともに，東北地方太平洋沖地震（令和4年5月公表の最大クラスの津波浸水想定）が最も危険側と予測。

※地震発生から初期水位±20cmの変化が生じるまでの時間と定義している

代表地点　（海岸線から250～500m程度沖合）　の津波の水位影響開始時間

市町名	東北地方太平洋沖地震（令和4年5月公表の最大クラスの津波浸水想定）				宮城県沖地震（連動型）				スラブ内地震			
			最大波※3				最大波※3				最大波※3	
	影響開始時間※1	第1波(+1m)到達時間※2	到達時間	津波水位(T.P.m)	影響開始時間※1	第1波(+1m)到達時間※2	到達時間	津波水位(T.P.m)	影響開始時間※1	第1波(+1m)到達時間※2	到達時間	津波水位(T.P.m)
気仙沼市	5分	21分	41分	21.7m	24分	30分	53分	7.1m	90分	-	95分	1.4m
南三陸町	4分	23分	46分	20.8m	27分	32分	35分	6.0m	136分	-	289分	1.0m
石巻市	4分	21分	60分	18.7m	20分	28分	43分	5.0m	48分	-	165分	1.1m
女川町	6分	25分	46分	20.2m	24分	32分	43分	3.9m	-	-	198分	1.0m
東松島市	10分	51分	62分	10.0m	48分	61分	62分	2.5m	55分	-	193分	1.2m
松島町	32分	73分	124分	3.7m	71分	-	84分	1.4m	55分	-	192分	1.3m
利府町	26分	74分	125分	3.4m	71分	-	84分	1.3m	55分	-	193分	1.2m
塩竈市	19分	56分	66分	9.3m	53分	67分	68分	1.9m	82分	-	201分	1.2m
七ヶ浜町	16分	57分	65分	9.4m	54分	67分	68分	2.5m	82分	-	185分	1.2m
多賀城市	15分	60分	69分	7.8m	57分	70分	71分	2.0m	60分	-	176分	1.0m
仙台市	13分	59分	69分	10.3m	55分	71分	199分	2.6m	58分	-	176分	1.0m
名取市	14分	60分	68分	10.5m	57分	-	71分	1.6m	64分	-	38分	0.9m
岩沼市	15分	60分	68分	11.2m	58分	-	73分	1.5m	66分	-	38分	0.9m
亘理町	15分	60分	67分	11.0m	58分	-	116分	1.3m	65分	-	39分	0.9m
山元町	15分	58分	64分	11.7m	58分	115分	116分	1.9m	60分	-	160分	0.9m

注）時間が逆転しているのは定義の違いによる(※1～3参照)

各用語の定義は令和4年5月10日に公表した最大クラスの津波浸水想定と同じ（https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/bousai/tsunamikyougikai.html）
※1：影響開始時間:代表地点において地震発生から初期水位±20cmの変化が生じるまでの時間。各市町における複数の代表地点のうち最速のものを記載。
※2：第一波(+1m)到達時間：代表地点において地震発生から初めて初期水位+1mの高さ(T.P.+1mではない)となるまでの時間。各市町における複数の代表地点のうち最速のものを記載。
※3：最大波：代表地点において地震発生から津波の最大到達高さが生じるまでの時間及びその津波水位。（最大となる地点が複数ある場合は到達時間の早い方を記載）

○　数値は全県及び市区町村単位で集計しているほか、詳細データ（GISデータ）によって250mメッシュ単位の結果を確認可能。

主要な想定項目と結果

大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名 東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震（連動型）	スラブ内地震	長町－利府線断層帯地震
建物被害（全壊・焼失）	揺れによる被害	冬 5時	棟	6,696	5,415	9,281	4,737
		夏12時	棟	6,689	5,414	9,265	4,727
		冬18時	棟	6,696	5,415	9,281	4,737
	うち液状化	冬 5時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410
		夏12時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410
		冬18時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410
	うち揺れ（強震動）	冬 5時	棟	1,661	717	4,154	3,323
		夏12時	棟	1,655	717	4,138	3,314
		冬18時	棟	1,661	717	4,154	3,323
	うち急傾斜地崩壊	冬 5時	棟	3	3	4	3
		夏12時	棟	3	3	4	3
		冬18時	棟	3	3	4	3
	津波による被害	冬 5時	棟	69,429	153	0	
		夏12時	棟	69,429	153	0	
		冬18時	棟	69,429	153	0	
	火災による被害（地震火災）	冬 5時	棟	5	0	990	3,915
		夏12時	棟	329	3	1,828	4,285
		冬18時	棟	2,193	520	9,368	19,051
	計	冬 5時	棟	76,129	5,568	10,271	8,651
		夏12時	棟	76,447	5,571	11,093	9,012
		冬18時	棟	78,318	6,088	18,649	23,787

大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名 東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震（連動型）	スラブ内地震	長町－利府線断層帯地震
人的被害（死者）	揺れによる被害	冬 5時	人	90	39	211	137
		夏12時	人	85	37	198	130
		冬18時	人	86	37	200	132
	うち建物倒壊	冬 5時	人	90	38	211	136
		夏12時	人	85	36	198	129
		冬18時	人	84	36	196	128
	うち屋内収容物、屋内落下物	冬 5時	人	28	20	49	51
		夏12時	人	17	12	30	31
		冬18時	人	17	12	31	32
	うち急傾斜地崩壊	冬 5時	人	0	0	0	0
		夏12時	人	0	0	0	0
		冬18時	人	0	0	0	0
	うちブロック塀等・自動販売機転倒、屋外落下物	冬 5時	人	0	0	0	0
		夏12時	人	0	0	1	1
		冬18時	人	2	1	3	5
	津波による被害	冬 5時	人	5,057	18	4	
		夏12時	人	4,219	22	9	
		冬18時	人	5,251	20	7	
	火災による被害（地震火災）	冬 5時	人	1	0	64	215
		夏12時	人	20	1	119	174
		冬18時	人	144	27	543	930
	計	冬 5時	人	5,147	57	279	352
		夏12時	人	4,324	59	326	303
		冬18時	人	5,481	85	749	1,062
人的被害（負傷者）	揺れによる被害	冬 5時	人	1,420	748	2,887	2,205
		夏12時	人	1,795	967	3,503	2,516
		冬18時	人	1,657	900	3,268	2,458
	うち建物倒壊	冬 5時	人	1,419	748	2,886	2,204
		夏12時	人	1,784	958	3,481	2,487
		冬18時	人	1,602	857	3,157	2,302
	うち屋内収容物、屋内落下物	冬 5時	人	716	534	1,149	1,169
		夏12時	人	466	348	752	773
		冬18時	人	471	352	757	771
	うち急傾斜地崩壊	冬 5時	人	0	0	0	0
		夏12時	人	0	0	0	0
		冬18時	人	0	0	0	0
	うちブロック塀等・自動販売機転倒、屋外落下物	冬 5時	人	0	0	1	1
		夏12時	人	11	8	22	29
		冬18時	人	55	42	110	156
	津波による被害	冬 5時	人	2,326	20	0	
		夏12時	人	601	11	0	
		冬18時	人	2,144	17	0	
	火災による被害（地震火災）	冬 5時	人	1	1	46	147
		夏12時	人	2	1	19	13
		冬18時	人	104	21	378	635
	計	冬 5時	人	3,747	769	2,933	2,352
		夏12時	人	2,398	978	3,522	2,529
		冬18時	人	3,905	938	3,646	3,093

大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名 東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震（連動型）	スラブ内地震	長町－利府線断層帯地震
人的被害（負傷者のうち重傷者）	揺れによる被害	冬 5時	人	160	69	401	326
		夏12時	人	199	86	482	375
		冬18時	人	197	92	474	398
	うち建物倒壊	冬 5時	人	159	69	400	325
		夏12時	人	194	82	473	364
		冬18時	人	176	75	431	338
	うち屋内収容物、屋内落下物	冬 5時	人	132	96	220	227
		夏12時	人	86	63	144	151
		冬18時	人	87	63	145	150
	うち急傾斜地崩壊	冬 5時	人	0	0	0	0
		夏12時	人	0	0	0	0
		冬18時	人	0	0	0	0
	うちブロック塀等・自動販売機転倒、屋外落下物	冬 5時	人	0	0	0	0
		夏12時	人	4	3	8	11
		冬18時	人	21	16	43	61
	津波による被害	冬 5時	人	156	1	0	
		夏12時	人	64	1	0	
		冬18時	人	132	1	0	
	火災による被害（地震火災）	冬 5時	人	1	0	18	57
		夏12時	人	1	0	7	5
		冬18時	人	41	8	148	248
	計	冬 5時	人	316	70	419	383
		夏12時	人	263	87	489	380
		冬18時	人	371	101	622	646
生活支障等	避難者（直後） 避難所	冬 5時	人	181,600	9,847	18,075	20,323
	避難者（直後） 避難所外	冬 5時	人	92,642	6,486	12,048	13,549
	避難者 計	冬 5時	人	274,242	16,333	30,123	33,872
	避難者（直後） 避難所	夏12時	人	182,752	9,286	17,123	21,423
	避難者（直後） 避難所外	夏12時	人	93,110	6,079	11,411	14,282
	避難者 計	夏12時	人	275,861	15,364	28,533	35,705
	避難者（直後） 避難所	冬18時	人	184,519	10,278	28,811	50,316
	避難者（直後） 避難所外	冬18時	人	94,408	6,754	19,204	33,544
	避難者 計	冬18時	人	278,926	17,032	48,014	83,860
	災害廃棄物	冬18時	千トン	10,692.0	1,348.3	2,020.6	974.6
	津波堆積物	冬18時	千トン	9,339.5	351.0	113.4	
	電力（直後） 停電人口	冬18時	人	1,320,298	1,075,848	1,679,820	1,544,681
	電力（直後） 停電率	冬18時	(%)	57%	47%	73%	67%
	上水道（直後） 断水人口	冬18時	人	753,629	448,841	1,031,204	1,124,192
	上水道（直後） 断水率	冬18時	(%)	33%	20%	45%	49%
	下水道（直後） 下水道機能支障人口	冬18時	人	433,582	227,996	510,048	627,503
	下水道（直後） 機能支障率	冬18時	(%)	19%	10%	22%	27%
	都市ガス（供給停止戸数）	冬18時	戸	212,946	214,600	319,870	286,592
	都市ガス（供給停止率）	冬18時	(%)	65%	68%	95%	90%
	通信（通信支障人口）	冬18時	人	305,308	248,561	381,700	334,317
	通信（通信支障率）	冬18時	(%)	13%	11%	17%	15%
	緊急輸送道路 被害箇所数	箇所		359	157	210	129
	鉄道 被害箇所数	箇所		789	607	982	653

その他の予測項目

- 建物被害
  - 半壊
- 人的被害
  - 要救助者・要捜索者
- 生活支障等
  - 避難者
  - 物資需要量
  - ライフライン被害
  - 道路閉塞率
- 直接被害額
- 防災上の重要施設における震度・浸水深
  - 国、県、市町村の庁舎等
    - 市役所、町村役場
    - 消防、警察
    - 国・県の機関
  - 病院
  - 避難場所、避難所
  - 港湾、漁港、空港
- その他定性的な予測（災害シナリオ）

等

詳細データ

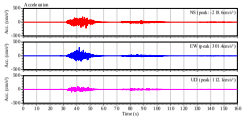

地震波形

250mメッシュ単位の推計値（GISデータ）

注）・今回の被害予測は、県全体の巨視的（マクロ）な被害を把握することを主目的としており、国や他都道府県による被害予測と同様の推計手法を用いている。
そのため、推計結果の数値はある程度幅をもってみる必要がある。また、県内の防災対策を必ずしも完全に考慮・反映しているものではないことに留意する必要がある。
・四捨五入や推計手法の関係等で、合計が合わない場合等がある。
・建物被害は複数の要因で重複して被害を起こす可能性がある（例：揺れによって全壊した後に津波で流失）。本予測では、被害要因の重複を避けるため、「液状化→揺れ→急傾斜地崩壊→津波→火災焼失」の順番で被害の要因を割当てている。
なお、GISデータでは、この重複処理を行っていない関係等で、報告書（本表）の数値と一致しないことがある。

○ 減災目標（令和5年度宮城県防災会議において、地域防災計画へ反映）

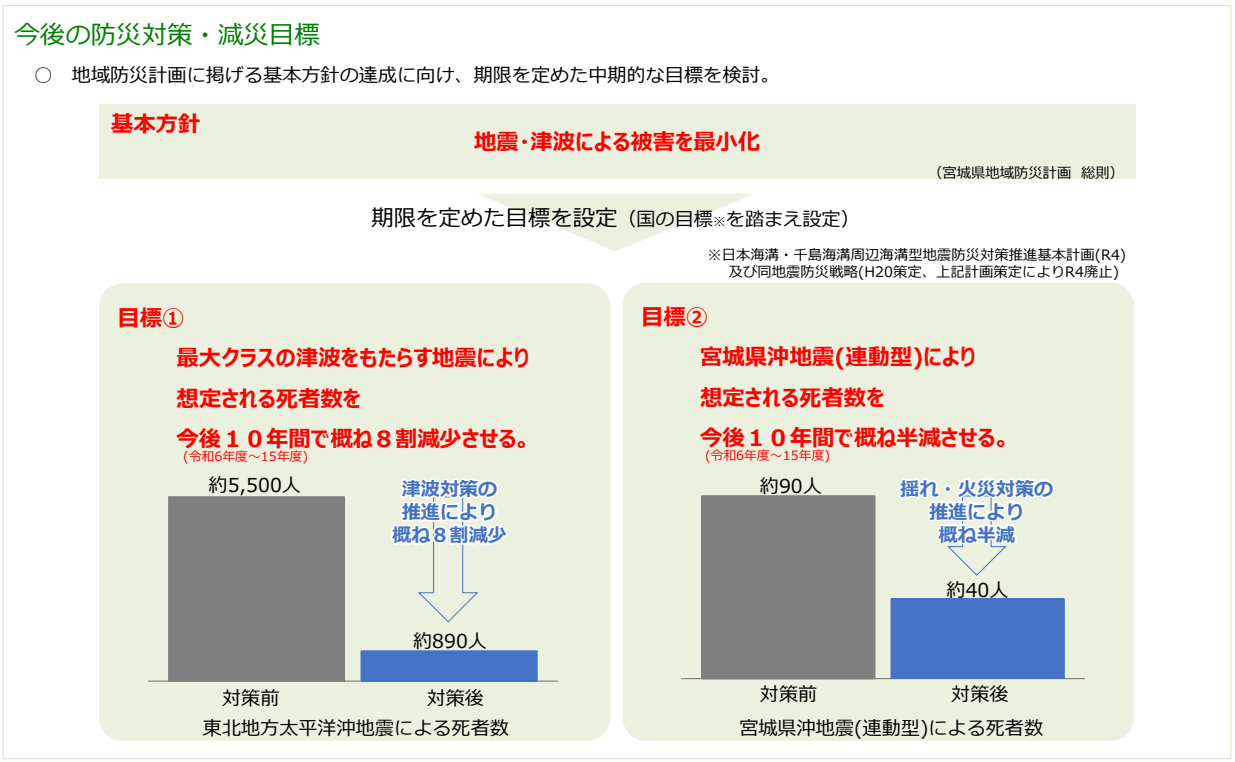

【参考：定性的な被害予測（災害シナリオ）について】

〇地震被害想定調査における定性的な被害予測については、巨大地震で発生する可能性のある事象を積雪寒冷地特有の事象も含め、東日本大震災の被災状況や復旧推移をもとに、一部、阪神・淡路大震災での状況を踏まえ、災害シナリオとして想定。

〇被害が発生する場所に共通の地域があることや、想定される様相も共通する点が多いことから、建物被害や人的被害、生活への影響、インフラ・ライフライン被害等が顕著な地域の被害の様相をとりまとめたもの。

〇また、シナリオは、行政のみならず、個別の施設管理者、民間企業、地域、一人ひとりの個人が、防災対策を検討する上で、備えるべきことを具体的に確認するための材料としても作成しており、地震被害想定調査結果の中でその普及・啓発を実施。

1

〇なお、シナリオは、全県の被害を巨視的（マクロ的）に把握することを目的としており、ある程度幅をもって見る必要があることや、あくまで一つの想定として作成したものであり、前提条件が違う場合やその他の災害等が重なった場合は、シナリオどおりの事象が発生するものではないこと、記載した結果が全ての被害状況等を表しているわけではないことに留意が必要。

※出典：第五次地震被害想定調査　本編 03_被害の予測　03_23被害の予測 P445

iv.　日頃からの備え

○ 地震・津波被害の軽減において、県民一人ひとりの事前対策は非常に効果が高く・重要です。

○ 年齢や家族構成、健康状態、家屋の構造など個々の状況に応じて適切な防災対応が異なることに注意が必要ですが、ここではどなたにとっても必要で、はじめに行っていただきたい備えをご紹介します。

○ まずはこのイラストを参考にしながら、ご家庭の備えを進めていただき、その次は職場における対応にも取り組んでいただきたいと考えています。冬場の場合は防寒具の準備、二次避難経路の確認、暖房の転倒防止など、季節に配慮した備えや行動を行いましょう。

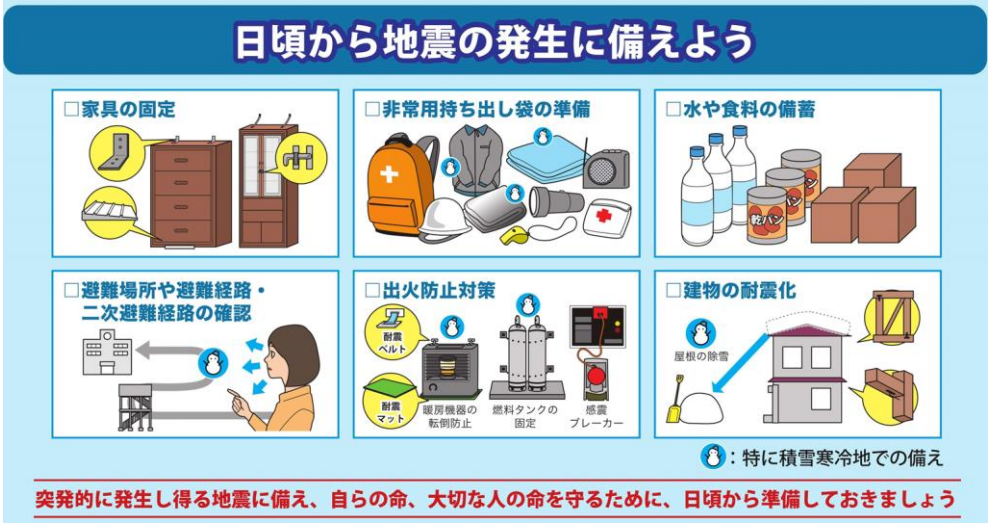

非常持ち出し袋の例

出所：内閣府・気象庁、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震－事前の備え－リーフレット　から抜粋

参考）宮城県「災害に対するご家庭での備え」

v.　北海道・三陸沖後発地震注意情報

○ 次ページの地図の赤で示している地域、及びその周辺において巨大な地震が発生し、赤い地域内でさらに大きな地震が起きる可能性が、通常と比べて高まったと評価された場合に気象庁から発信されるものです。

○ また、この情報にあわせて、1週間程度、通常の生活をしながら巨大地震に備え、揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした際に、すぐに避難できる態勢を準備するとともに、日頃からの地震への備えを再確認するよう内閣府から呼びかけが行われます。

○ 「1週間程度、通常の生活をしながら巨大地震に備える」例は次ページのとおりですが、これらは日頃からの備えの延長線上にあるものです。

○ また、この注意情報が対象としている地震以外にもさまざまな地震が発生する可能性があり、それはこのような情報のないまま突然発生します。

○ 日頃から身の回りで行える事前の備えを進めておき、その延長線上の取組として、北海道・三陸沖後発地震注意情報発信に備えるという姿勢・取組が重要です。

続いて発生し得る巨大地震にも備えよう
～北海道・三陸沖後発地震注意情報～

日本海溝・千島海溝沿いの領域では、一度 M7 クラスの地震が発生した後、続いて大きな地震（後発地震）が発生した事例があります。実際に後発地震が発生する確率は低いものの、発生した場合に一人でも多くの命を救うため、想定震源域及びその周辺で M7.0 以上の地震が発生した場合には、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信されます。

情報が発信されたら、地震発生から１週間程度、社会経済活動を継続した上で、日頃からの地震への備えの再確認に加え、揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした際に、すぐに避難できる態勢を準備しましょう。

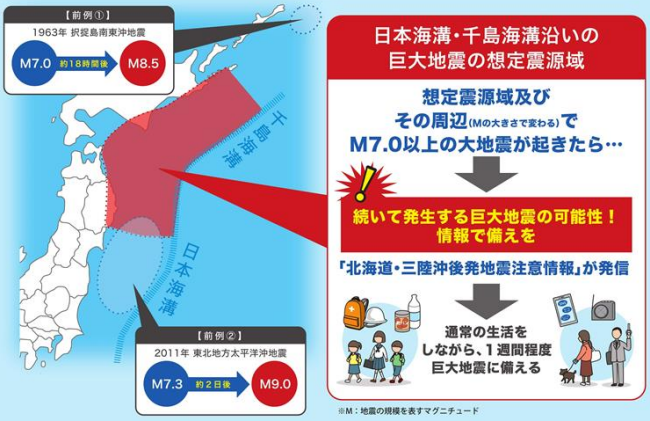

！ 後発地震の発生可能性は、世界的事例を踏まえても百回に１回程度で、１週間のうちに、必ず後発の大規模地震が発生するとは限りません。

！ 情報の発表がないまま、突発的に巨大地震が発生することを想定し、**日頃から地震への備えを行うことが大切**です。

！ 国や自治体から、事前避難は呼びかけませんが、地震発生から１週間程度、平時よりも大規模地震の発生に注意し、揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした際に、すぐに避難できる準備等を徹底しましょう。

！ １週間という期間は、人々が対応を続けられる限度等を加味しているため、１週間経てば後発地震が発生する可能性がなくなるわけではありません。引き続き、地震の発生に注意しましょう。

1

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」発信時の防災対応

地震時に迅速な避難が必要な場合

揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に、直ちに津波から避難できる態勢の準備

すぐに避難できる態勢での就寝

□すぐに逃げられる服装で就寝
□子どもや高齢者等、要配慮者と同室で就寝
□室内で最も安全かつ避難しやすい部屋の使用

非常持出品の常時携帯

□準備しておいた非常持出品を日中は常時携帯、就寝時は枕元に置く
□身分証明書や貴重品を常時携帯
□防寒具等、積雪寒冷に備えた装備を手元に置く

地震によるリスクの高い場所がある場合

想定されるリスクからの身の安全を確保する備え

揺れによる倒壊への備え

□先発地震で損壊した建物や崩れやすいブロック塀等にはできるだけ近づかない

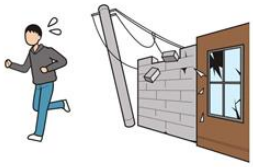

土砂災害等への注意

□先発地震により、土砂崩れの危険性が高まっている場所にはできるだけ近づかない
□崖崩れの恐れがある家では、崖に近い部屋での就寝を控える
□地震発生後の津波からの避難が困難な地域に立ち入る際は、そのようなリスクのある区域であることを意識して、いつでも避難できるようにする

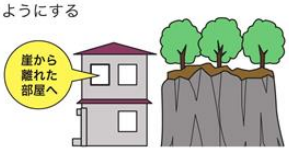

後発地震に注意し、誰もが実施すべき備え

緊急情報の取得体制の確保

□携帯電話等の緊急情報を取得できる端末の音量を平時よりも上げておく
□ラジオや防災行政無線の受信機等を日頃生活する空間に配置

日頃からの備えの再確認

□水や食料等の備蓄の再確認
□避難場所・避難経路等の再確認
□家族との連絡手段の再確認
□家具の固定の再確認
□自治会単位での訓練等での再確認
等

2

3　出所：内閣府・気象庁、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震－事前の備え－リーフレット　から抜粋

vi.　震災対策推進条例

震災対策推進条例（平成二十年十月二十三日　宮城県条例第六十二号）

目次

前文
第一章　総則（第一条―第十一条）
第二章　予防対策（第十二条―第二十七条）
第三章　応急対策（第二十八条―第三十九条）
第四章　復興対策（第四十条・第四十一条）
第五章　雑則（第四十二条）
附則

宮城県では、昭和五十三年六月十二日に発生した宮城県沖地震をはじめとする海溝型の大規模な地震、内陸型の大規模な地震及び地震に伴い発生する津波によって、大きな被害が幾度となく発生してきた。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づき、県内全域が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定される等具体的な震災対策の必要性が高まっていた。

そのために、県は、様々な震災対策を講じて震災の発生に備えるとともに、その被害の軽減に向けた取組を進めてきたところである。

しかし、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴い発生した津波による災害をいう。以下同じ。）は、人知を超えた猛威をふるい、県内で一万人を超える多くの尊い生命を奪うとともに、県土及び県民の財産に甚大な被害をもたらした未曾有の大災害であった。

地震や津波の発生を防ぐことはできないが、東日本大震災をはじめとする過去の震災における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な震災対策を講じるとともに、避難行動をとることの重要性を啓発し、もって県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、震災による被害を軽減することを目指していく。

そのためには、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とし、男女双方の視点に立ち、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への支援に配慮しつつ、震災に強いまちづくりの実現を目指し、住民が自らを守る「自助」、地域社会の住民がお互いを守る「共助」、そして行政の施策としての「公助」の適切な役割分担によって震災対策を講じていくことが重要である。

ここに、県、県民、事業者及び市町村が一体となって震災対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、震災対策について、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、震災対策に関する基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　震災　地震又は津波による災害をいう。

二　震災対策　震災に関する予防対策、応急対策及び復興対策をいう。

（県の責務）

第三条　県は、県民の生命、身体及び財産を震災から保護し、及び県民の安全を確保しなければならない。

２　県は、震災が発生した後の県民生活の再建及び安定を図る等震災からの復興に最大限の努力をしなければならない。

３　県は、前二項の責務を果たすため、県が行う震災対策に関する事業（以下「震災対策事業」という。）の計画（以下「震災対策事業計画」という。）を策定し、その推進を図らなければならない。

（県民及び事業者に対する協力要請）

第四条　県は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、必要に応じて、県民及び事業者に対して協力を求めるものとする。

（県民等の活動等に対する支援）

第五条　県は、県民及び事業者が行う自主的な震災対策に関する活動に対して、必要な支援を行うよう努めなければならない。

２　県は、市町村が行う震災対策に関する事業に対して、必要な支援を行うよう努めなければならない。

（国等に対する協力要請）

第六条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、国、他の地方公共団体及び防災関係機関（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号の指定公共機関及び震災対策上重要な施設を設置し、又は管理する法人をいう。以下同じ。）（以下「国等」という。）の協力が必要であると認めるときは、当該国等に対して協力を要請しなければならない。

（震災対策に取り組むための体制の整備）

第七条　知事は、第一条の目的を実現するため、県、県民、事業者及び市町村が一体となって震災対策に取り組むための体制の整備に努めなければならない。

（宮城県防災指導員の養成）

第八条　知事は、県、県民、事業者及び市町村が一体となった震災対策を推進するため、地域及び事業所における震災対策に関する活動の中心的な役割を担う者（以下「宮城県防災指導員」という。）の養成に努めなければならない。

２　知事は、宮城県防災指導員を養成するため、必要な講習会の開催に努めなければならない。

（県民の責務）

第九条　県民は、震災対策事業及び国等が行う震災対策に関する事業に協力するとともに、県、市町村及び大学その他の研究機関が開催する震災による被害の予防等に関する講習会に積極的に参加する等震災に関する知識を深めるよう努めなければならない。

２　県民は、その居住する地域における震災による被害の最小化を図るため、震災による被害の発生が見込まれる場所をあらかじめ確認する等当該地域の状況に常に注意を払うよう努めなければならない。

３　県民は、地震又は津波が発生した場合には、自己の安全を自ら確保するとともに、相互に協力して、その居住する地域の住民の生命、身体及び財産を震災から保護するよう努めなければならない。

4　県民は、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災による被害が発生した場合には、相互に協力して、自らの生活の再建及びその居住する地域の復興に努めなければならない。

（事業者の責務）

第十条　事業者は、その事業活動を通じて社会に貢献することにかんがみ、震災が発生した場合においても、その事業活動を継続するための対策を講ずるよう努めなければならない。

2　事業者は、その事業所の所在する地域における震災による被害の最小化を図るため、当該地域の住民と協力して震災対策に関する活動を行うよう努めなければならない。

3　事業者は、震災対策事業及び国等が行う震災対策に関する事業に協力するとともに、その使用する従業員が震災に関する知識を深めることができるよう配慮するよう努めなければならない。

4　事業者は、その使用する従業員を第八条第二項の講習会及び第十八条の講習会等に参加させる等震災による被害の最小化を図るための体制の整備に努めなければならない。

（市町村との連携）

第十一条　県は、その地域に居住する住民の生命、身体及び財産を震災から保護する責務を有する市町村と連携を図りながら協力して、震災対策事業に取り組むよう努めなければならない。

第二章　予防対策

（震災の発生状況等に関する調査等）

第十二条　県は、大学その他の研究機関等と連携し、震災の発生状況及び発生原因、震災による被害の見込みその他震災に関する事項について科学的な調査を行うよう努めなければならない。

2　県は、前項の調査の結果を、震災対策事業計画に反映させるとともに、公表しなければならない。

3　県は、前項の規定による公表のほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を公表しなければならない。

（震災に強いまちづくり）

第十二条の二　県は、市町村と連携を図りながら協力して、県民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、震災に強いまちづくりを推進するよう努めなければならない。

（耐震化に関する事業に対する助成）

第十三条　県は、地震による建築物の倒壊等を防止するため、市町村が行う建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。）に関する事業に対し、必要な助成を行うよう努めなければならない。

（施設等の地震及び津波に対する安全性の向上）

第十四条　県は、その管理する道路、橋梁（りょう）、ダム、公園、港湾その他の施設及びこれらに附属する設備の地震及び津波に対する安全性の向上を図るよう努めなければならない。

（地震及び津波の情報の収集及び周知のための措置）

第十五条　県は、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）に基づく地震動及び津波の予報及び警報に関する情報を速やかに収集し、周知するための措置を講ずるよう努めなければならない。

（電気事業等に係る施設の地震及び津波に対する安全性の向上）

第十六条　電気、ガス、水道、通信その他震災対策事業を実施する上で重要な事業を営む者は、当該事業に

係る施設の地震及び津波に対する安全性の向上を図るよう努めなければならない。

（二次災害及び複合災害に対する施策の推進）

第十七条　県は、市町村及び防災関係機関と連携を図りながら協力して、二次災害（地震又は津波に伴い発生する火災その他の災害をいう。）及び複合災害（地震若しくは津波の発生と同時に又はこれらの発生に連続してこれら以外の異常な自然現象等が発生することにより深刻な被害が生じる災害をいう。）の発生及びその拡大を防止するために必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

（震災対策に関する啓発活動等）

第十八条　県は、市町村及び防災関係機関と連携を図りながら協力して、震災対策に関する啓発活動を積極的に実施し、県民の震災対策に関する意識の高揚に努めるとともに、災害対策基本法第五条第二項の自主防災組織（以下単に「自主防災組織」という。）及び事業者等（事業者及び震災対策に関する連絡調整を行うための団体をいう。以下同じ。）を対象とした講習会等を開催するよう努めなければならない。

（学校における防災教育）

第十九条　県は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校における防災教育の充実強化が図られるよう努めなければならない。

（自主防災組織に関する支援）

第二十条　知事は、市町村長が行う自主防災組織の育成に関する事業に対し、支援を行い、その育成が図られるよう努めなければならない。

２　県は、市町村と連携を図りながら協力して、自主防災組織が行う震災対策に関する活動に対し、支援を行うよう努めなければならない。

（自主防災組織の活動）

第二十一条　自主防災組織は、震災が発生した場合における応急対策について実践的な知識、技能等を有する者のみならず、多くの地域住民の積極的な参加により、その組織の充実強化に常に努めなければならない。

２　自主防災組織は、常に震災による地域の被害の見込み等地域の現状を十分に把握するとともに、震災対策のために必要な資材又は機材を整備するよう努めなければならない。

３　自主防災組織は、地震又は津波が発生した場合に地域住民が安全かつ迅速に避難するために必要な情報を記載した地図の作成に努めなければならない。

４　自主防災組織は、その構成員を第八条第二項の講習会及び第十八条の講習会等に参加させるよう努めなければならない。

（震災時支援団体の活動環境の整備等）

第二十二条　県は、震災が発生した場合に震災時支援団体（震災が発生した場合における震災に関する支援活動を目的とする法人その他の団体をいう。以下同じ。）が効果的な活動を行うことができる環境を整備するよう努めなければならない。

２　県は、震災時支援団体と連携を図りながら協力して、県民及び事業者に対し、震災対策に関するボランティア活動についての啓発活動を行うよう努めなければならない。

（要配慮者の支援体制の整備に対する協力等）

第二十三条　県は、市町村が行う要配慮者（災害対策基本法第八条第二項第十五号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）の情報の把握及び震災時支援団体と連携した要配慮者の支援体制の整備に協力するよ

う努めなければならない。
2　県は、市町村が行う要配慮者であって避難所（災害対策基本法第四十九条の七第一項に規定する避難所をいう。）での生活において特別な配慮を必要とするものが避難するための施設の確保に協力するよう努めなければならない。
3　県は、前二項に定めるもののほか、市町村が行う要配慮者を支援するための施策の支援を行うよう努めなければならない。
（防災訓練の実施）
第二十四条　県は、国等と連携を図りながら協力して、震災が発生した場合に適切に対応することを目的とした訓練（以下「防災訓練」という。）を定期的に行うよう努めなければならない。
（自主防災組織による訓練）
第二十五条　自主防災組織は、防災訓練を実施するよう努めなければならない。
2　自主防災組織は、防災訓練を実施するときは、震災に関する情報の収集及び伝達に関する訓練、地域住民の避難の誘導に関する訓練、地域住民の救助に関する訓練並びに地域住民の応急の救護に関する訓練（以下「情報伝達訓練等」という。）を行うよう努めなければならない。
3　自主防災組織は、必要に応じて、情報伝達訓練等と併せて、地震に伴う津波による被害の最小化を図るための訓練を行うものとする。
（みやぎ県民防災の日）
第二十六条　県民、事業者及び自主防災組織の震災に関する理解を深めるとともに、県民、事業者及び自主防災組織による震災対策に関する活動の一層の充実を図るため、県民、事業者及び自主防災組織が震災が発生した場合における被害の軽減に向けた取組を積極的に実施するよう努める日（以下「みやぎ県民防災の日」という。）を設ける。
2　みやぎ県民防災の日は、六月十二日とする。
（県民等からの意見の反映）
第二十七条　県民、事業者、自主防災組織及び大学その他の研究機関は、県に対して、震災対策に関する意見を述べることができる。
2　県は、必要に応じて、前項の意見を震災対策事業に反映させるものとする。

第三章　応急対策

（応急体制の確立等）
第二十八条　県は、震災が発生した場合は、市町村と連携し、速やかに震災への応急対策を実施するための体制を確立し、震災に関する情報を迅速に収集するよう努めるとともに、的確な情報を県民に速やかに周知するよう努めなければならない。
2　知事は、前項の情報の収集及び周知に関し、必要に応じて、国等への協力を要請するものとする。
（防災拠点の整備等）
第二十九条　知事は、災害応急対策等のため他の地方公共団体等から派遣された者の集結、震災が発生した場合の救援に必要な物資並びに資材及び機材（以下「救援物資等」という。）の集積等のための防災の拠点を整備するよう努めるとともに、市町村の救援物資等の備蓄の状況について把握するよう努めなければならない。

２　知事は、事業者の協力を得て、救援物資等のほか、震災対策に必要な物資並びに資材及び機材の確保に努めなければならない。

３　知事は、救援物資等並びに前項の規定により確保した震災対策に必要な物資並びに資材及び機材を輸送する手段を確保するため、他の地方公共団体との連携の強化を図るよう努めなければならない。

（救援物資等輸送車両の通行の確保）

第三十条　知事は、震災が発生した場合に備え、市町村と連携し、あらかじめ、救援物資等並びに震災対策に必要な物資並びに資材及び機材を輸送するための車両の道路における通行を確保するために必要な事業を行うよう努めなければならない。

（指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に関する市町村に対する助言）

第三十一条　知事は、震災が発生した場合に備えて市町村が行う指定緊急避難場所（災害対策基本法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）及び指定避難所（同法第四十九条の七第一項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）の指定に関し、市町村への助言に努めなければならない。

（避難に関する市町村に対する支援）

第三十二条　県は、震災が発生した場合に備えて市町村が行う県民の円滑な避難行動を可能とするための対策に関し、市町村への支援に努めなければならない。

２　県は、指定緊急避難場所及び指定避難所の迅速な開設及び円滑な運営のために市町村が行う計画の策定及びその実施に関し、市町村への支援に努めなければならない。

（救助活動の拠点となる土地の確保）

第三十三条　知事は、震災による被害を受けた者の救助を円滑に行うため、市町村と連携し、救助活動の拠点となる土地の確保に努めなければならない。

（ボランティアの受入体制の整備等）

第三十四条　知事は、震災が発生した場合にボランティアが震災対策に関する活動を円滑に実施できるようにするため、ボランティアを受け入れるための体制の整備に努めなければならない。

２　知事は、震災対策に関する活動を実施するボランティアの受入れについて調整を行う団体からの求めがあったときは、必要に応じて、職員を当該調整のための業務に従事させ、震災に関する情報を提供する等必要な支援を行うものとする。

（ボランティア活動の中心的な役割を担う人材の育成支援等）

第三十五条　知事は、震災時支援団体が行う震災対策に関する活動に係るボランティア活動の中心的な役割を担う人材の育成に対する支援及び震災時救援専門ボランティア（震災が発生した場合における円滑な応急対策に必要な専門的な知識、経験、資格等を有するボランティアをいう。）の活用に努めなければならない。

（ボランティアの活動）

第三十六条　震災対策に関する活動を行うボランティアは、震災対策に関する活動が効果的に行われるよう、県、市町村及び震災時支援団体と連携して活動を行うよう努めなければならない。

（医療活動拠点病院の確保等）

第三十七条　知事は、震災が発生した場合に震災に関する医療活動を実施するための拠点となる病院を確保するとともに、市町村及び震災が発生した場合に必要となる医療に関する法人その他の団体（以下「震

災医療関係法人等」という。)と震災が発生した場合における医療活動及び救護活動に関する協定を締結する等必要な医療が提供されるための体制の整備に努めなければならない。

2　知事は、震災が発生した場合に迅速かつ円滑に医療活動及び救護活動が行われるよう、医療機関に対して震災に関する情報を伝達するための手段の確保に努めなければならない。

3　知事は、震災が発生した場合において、傷病者の発生の状況及び震災が発生した地域の医療機関の震災による被害の状況について情報の収集を行うとともに、震災医療関係法人等と連絡調整を図り、医療活動及び救護活動が円滑に行われるよう努めなければならない。

（帰宅困難者の事前準備）

第三十八条　震災が発生した場合に徒歩により容易に帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）は、震災が発生した場合に備え、あらかじめ、安全に徒歩で帰宅するための経路の確認、家族と連絡するための手段の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

（帰宅困難者対策の実施）

第三十九条　知事は、帰宅困難者の円滑な帰宅を確保するため、あらかじめ、市町村と連携を図りながら協力して、必要な対策を行うよう努めなければならない。

第四章　復興対策

（震災復興体制の整備等）

第四十条　県は、震災による重大な被害が発生した場合は、速やかな震災からの復興を図るための体制を整備するとともに、必要に応じて、震災からの復興を図るための計画を策定するものとする。

（地域復興活動に対する支援）

第四十一条　県は、県民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び県その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を図るために行う活動に対して、必要に応じて、支援を行うものとする。

第五章　雑則

（委任）

第四十二条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附　則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

第3次みやぎ震災対策アクションプラン
宮城県復興・危機管理部防災推進課
令　和　　年　　月　策　定